

財政的援助団体等監査結果報告書

平成19年度

佐賀県監査委員

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第 1 監査の概要 | 1 |
| 第 2 監査の結果 | 2 |
| 第 3 意見事項 | 10 |
| 監査対象団体ごとの監査結果 | 13 |
| (1) 監査対象団体 | 15 |
| 【出資団体】 | |
| 財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団 | 15 |
| 財団法人 佐賀県国際交流協会 | 15 |
| 財団法人 佐賀県環境クリーン財団 | 16 |
| 財団法人 佐賀県地域産業支援センター | 17 |
| 社団法人 佐賀県野菜価格安定基金協会 | 19 |
| 財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金 | 20 |
| 佐賀県土地開発公社 | 21 |
| 佐賀県住宅供給公社 | 21 |
| 財団法人 嘉瀬川水辺環境整備センター | 22 |
| 財団法人 嘉瀬川ダム対策基金 | 22 |
| 財団法人 さが緑の基金 | 23 |
| 佐賀県道路公社..... | 24 |
| 財団法人 佐賀県教育文化振興財団 | 24 |
| 財団法人 佐賀県体育協会 | 25 |
| 財団法人 佐賀県暴力追放運動推進センター | 27 |
| 佐賀ターミナルビル株式会社 | 27 |
| 【補助金等交付団体】 | |
| さが城まつり歌謡音楽祭実行委員会 | 27 |
| まちおこしT A K E - O | 28 |
| 学校法人 耕心学園 | 28 |
| 学校法人 諸富学園 | 28 |
| 学校法人 ロザリオ幼稚園 | 29 |
| 学校法人 代和学園 | 29 |
| 学校法人 佐賀ルーテル学園 | 29 |
| 学校法人 牛津ルーテル学園 | 30 |
| 社団法人 佐賀県私立学校退職基金社団 | 30 |
| 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 | 31 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 社会福祉法人 慈光会 | 3 1 |
| 社会福祉法人 誠心会 | 3 1 |
| 社会福祉法人 西九福祉会 | 3 2 |
| 社団法人 唐津東松浦医師会 | 3 2 |
| 社団法人 武雄杵島地区医師会 | 3 3 |
| 医療法人財団 友朋会 | 3 3 |
| ジェイ・ピー・エス株式会社 | 3 4 |
| 株式会社名村造船所 | 3 4 |
| 豊田合成株式会社 | 3 4 |
| 佐賀県職業能力開発協会 | 3 5 |
| 佐賀商工会議所 | 3 5 |
| 鳥栖商工会議所 | 3 5 |
| 武雄商工会議所 | 3 6 |
| 鹿島商工会議所 | 3 6 |
| 小城商工会議所 | 3 7 |
| 有田商工会議所 | 3 7 |
| 諸富町商工会 | 3 8 |
| 大和町商工会 | 3 8 |
| 神崎市商工会 | 3 8 |
| 吉野ヶ里町商工会 | 3 9 |
| 大町町商工会 | 3 9 |
| 伊万里西松浦地区有害鳥獣広域駆除対策協議会 | 3 9 |
| 伊万里西松浦森林組合 | 4 0 |
| 太良町森林組合 | 4 0 |
| 富士大和森林組合 | 4 0 |
| 佐賀東部土地改良区 | 4 1 |
| 白石土地改良区 | 4 1 |
| 三日月土地改良区 | 4 1 |
| 川副町土地改良区 | 4 2 |
| 鹿島市土地改良区 | 4 2 |
| 上場土地改良区 | 4 3 |
| 松浦鉄道株式会社 | 4 3 |
| 全日本空輸株式会社 | 4 3 |
| 日本通運株式会社 福岡航空支店 | 4 4 |
| 佐賀県ヨット連盟 | 4 4 |
| 佐賀県農業協同組合 | 4 5 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 伊万里市農業協同組合 | 4 5 |
| 唐津農業協同組合 | 4 6 |
| 佐賀県信用漁業協同組合連合会 | 4 6 |
| 財団法人 佐賀県国際交流協会 (再掲) | 1 5 |
| 財団法人 佐賀県環境クリーン財団 (再掲) | 1 6 |
| 財団法人 佐賀県地域産業支援センター (再掲) | 1 7 |
| 社団法人 佐賀県野菜価格安定基金協会 (再掲) | 1 9 |
| 財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金 (再掲) | 2 0 |
| 佐賀県住宅供給公社 (再掲) | 2 1 |
| 財団法人 嘉瀬川ダム対策基金 (再掲) | 2 2 |
| 財団法人 さが緑の基金 (再掲) | 2 3 |
| 財団法人 佐賀県体育協会 (再掲) | 2 5 |
| 佐賀ターミナルビル株式会社 (再掲) | 2 7 |

【公の施設指定団体】

| | |
|---|-----|
| 社団法人 佐賀県部落解放推進協議会 (佐賀県解放会館) | 4 7 |
| 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 (佐賀婦人寮) | 4 7 |
| 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 (佐賀向陽園) | 4 7 |
| 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 (伊万里向陽園) | 4 8 |
| 社会福祉法人 佐賀ライトハウス (佐賀県立点字図書館) | 4 8 |
| 特定非営利活動法人 佐賀県難病支援ネットワーク (佐賀県難病相談・支援センター) | 4 9 |
| 佐賀県総合射撃推進協会 (佐賀県射撃研修センター) | 4 9 |
| マベック・松尾建設共同企業体 (県営住宅 鳥栖地区) | 5 0 |
| 財団法人 スマイルアース (佐賀県立二十一世紀県民の森) | 5 0 |
| 乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 (佐賀県立宇宙科学館) | 5 0 |
| 財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団 (再掲) (佐賀県立女性センター・ | |

| | |
|--|-----|
| 佐賀県立生涯学習センター) | 1 5 |
| 財団法人 佐賀県地域産業支援センター (再掲) (佐賀県地域産業支援センター) (佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター) | 1 7 |
| 佐賀県住宅供給公社 (再掲) (県営住宅 鳥栖地区を除く) | 2 1 |
| 財団法人 佐賀県教育文化振興財団 (再掲) (北山少年自然の家) (黒髪少年自然の家) (波戸岬少年自然の家) | 2 4 |
| 財団法人 佐賀県体育協会 (再掲) (佐賀県総合運動場) (佐賀県総合体育館) (市村記念体育館) | 2 5 |
| 佐賀県ヨット連盟 (再掲) (佐賀県ヨットハーバー) | 4 4 |
| | |
| 所管課ごとの監査結果 | 5 1 |
| (2) 所管課 | |
| 【出資団体関係】 | |
| 男女共同参画課、社会教育課 | 5 3 |
| 新産業課、商工課、雇用労働課 | 5 3 |
| 土地対策課 | 5 4 |
| 道路課 | 5 5 |
| 社会教育課 | 5 5 |
| 体育保健課 | 5 6 |
| 空港・交通課 | 5 7 |
| 【補助金等交付団体関係】 | |
| こども課 | 5 7 |
| 長寿社会課 | 5 8 |
| 医務課 | 5 8 |
| 健康増進課 | 5 9 |
| 商工課 | 5 9 |
| 農地整備課 | 5 9 |
| 生産者支援課 | 6 0 |

【指定管理者関係】

| | |
|----------------|-----|
| 体育保健課 | 6 0 |
| 人権・同和対策課 | 6 1 |
| 母子保健福祉課 | 6 2 |
| 長寿社会課 | 6 3 |
| 障害福祉課 | 6 5 |
| 健康増進課 | 6 6 |
| 生産者支援課 | 6 6 |
| 建築住宅課 | 6 7 |
| 森林整備課 | 6 7 |
| 文化課 | 6 8 |

第 1 監 査 の 概 要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 19 年 7 月から平成 20 年 2 月まで

2 監査の対象機関

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体等及び補助金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理を指定している団体のうち 75 団体（施設）について実施。

| 区 分 | 出 資 | 補助金等交付 | 公の施設の 指定施設 | 計 |
|------------|-----|--------|---------------|--------|
| 財団法人・公社 | 14 | 8 | 11 | 33(15) |
| 社団法人 | 1 | 4 | 1 | 6(5) |
| 学校法人 | | 6 | | 6(6) |
| 社会福祉・医療法人 | | 5 | 4 | 9(9) |
| 商工会議所・商工会 | | 11 | | 11(11) |
| NPO 法人 | | | 1 | 1(1) |
| 株式会社・共同企業体 | 1 | 7 | 2 | 10(9) |
| その他 | | 18 | 2 | 20(19) |
| 計 | 16 | 59 | 21 | 96(75) |

(注)・数値は団体等数で、() は重複を除く実団体等数

・「その他」は、森林組合、土地改良区、農業協同組合及び任意の団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

(1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか

(2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか

(3) 公の施設の管理については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 18 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 出資団体関係

継続分の道路占用料に係る収入調定で遅延しているものがあった。

【道路課(佐賀県道路公社)】

| | |
|---------|------------|
| 調定時期 | 平成19年1月 |
| 調定すべき時期 | 平成18年4月 |
| 調定額 | 1,868,521円 |

(2) 補助金等交付団体関係

補助事業で取得した財産が、土地改良区の財産として管理されていなかった。

【農地整備課(鹿島市土地改良区)】

補助事業で取得した土地改良施設(水路のフェンス)等が、鹿島市土地改良区会計細則に定める土地改良施設台帳、固定資産台帳に記帳されず、また、鹿島市土地改良区の決算書に取得財産として表示されていなかった。

補助事業で取得した財産

| | |
|------------|-------------|
| ・ 水路フェンス | 2,005,500円 |
| ・ パソコン一式 | 970,830円 |
| ・ 賦課金会計ソフト | 670,000円 |
| ・ GISシステム | 8,515,000円 |
| 合 計 | 12,161,330円 |

(3) 公の施設の指定団体関係

指定管理者に対するもの

ア 休館日の運用で不適正なものがあった。

【障害福祉課(社会福祉法人佐賀ライトハウス)】

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第4条の規定により、休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。

平成15年8月8日までは、休館日が、祝日、日曜日及び年末年始であっ

たのを、改正して同年8月9日から、月曜日及び年末年始に改正したにもかかわらず、従前のまま祝日を休館としていたものである。

イ 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあった。

【障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス）】

事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会（仮称）」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。

ウ 事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。

【生産者支援課（佐賀県総合射撃推進協会）】

教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていないかった。

エ 施設の管理で適正でないものがあった。

【生産者支援課（佐賀県総合射撃推進協会）】

県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。

オ 業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。

【社会教育課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）】

波戸岬少年自然の家に係る業務仕様書において、小型船舶2級以上の有資格者4名を常駐させることとなっているが、3名しかいなかった。

カ 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。

【文化課（乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体）】

【新産業課（財団法人佐賀県地域産業支援センター）】

【社会教育課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）】

自動販売機設置等に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていないかった。

所管課に対するもの

ア 事業報告書に対する結果の通知がなされていないかった。

【男女共同参画課、社会教育課（佐賀県立女性センター、佐賀県立生涯学習センター）】

基本協定書第17条第2項の規定により、県は、指定管理者から事業報告書を受領したときは、管理運営業務の実施状況、利用状況、収支、自己評価等の内容を確認し、その結果を指定管理者に通知することとなっているが、通知されていなかった。

イ 厚生省令に定める施設整備がなされていなかった。

【母子保健福祉課(佐賀婦人寮)】

婦人保護施設に設置が義務づけられている相談室、静養室、医務室、作業室が整備されていない。特に相談室については、佐賀県社会福祉協議会では必要性を感じて、県に要望したが、困難であったため、現在は、夜、職員が宿直の際に、事務室で対応している。

入所者の相談への対応、指導に支障のないよう、検討されたい。

ウ 財産の管理で不適切なものがあった。

【母子保健福祉課(佐賀婦人寮)】

【長寿社会課(佐賀向陽園、伊万里向陽園)】

公の施設の管理委託団体であった社会福祉協議会が措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設、購入した備品は県の財産とすべきであるが、県の財産になっていない。

これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で、管理されたい。

エ 休館日の運用で不適正なものがあった。【障害福祉課(佐賀県立点字図書館)】

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第4条の規定で、休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。

県は、指定管理者から事業計画書が提出された際、規則に基づく運用を指導すべきであった。

オ 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあった。

【障害福祉課(佐賀県立点字図書館)】

事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会(仮称)」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。

県は、事業計画書に基づく事業実施を指導すべきである。

カ 指定管理業務で不適正なものがあった。【障害福祉課(佐賀県立点字図書館)】

県は、業務仕様書において、指定管理業務の「点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施」について、「社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会(以下「視覚連」という。)の実施する点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修のために必要な場所を提供し、当該研修の講師として対応できる者を職員に配置すること」と定めている。

監査の結果、県は佐賀県障害者社会参加推進センターに、「障害者社会参加総合推進事業」を委託(平成18年度16,946千円)し、同センターは、そのうち視覚障害者関係の事業を、視覚連に再委託(平成18年度は9事業7,480千円)しているが、点字図書館内に事務所を置く視覚連には職員がいないため、委託費の中に人件費は含めず、ライトハウスの職員がこれらの事業の事務を行うものとして組み立てられ、そのうちの点訳奉仕者養成事業及び朗読奉仕者養成事業に職員として協力することが指定管理業務として位置付けられていた。

しかし、身体障害者福祉法第34条の規定によると、点字図書館は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等を製作し、若しくは利用に供し、又は点訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供する施設であるとされていることから、点訳奉仕者養成事業及び朗読奉仕者養成事業は、指定管理業務として、ライトハウスに直接委託すべき業務である。

指定管理業務及び障害者社会参加総合推進事業の委託業務について、見直しを行われたい。

キ 指定管理業務に係る管理運営費に、人件費が算定されていなかった。

【新産業課(佐賀県地域産業支援センター)】

指定管理業務に係る人件費を措置されたい。

ク 事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。

【生産者支援課(佐賀県射撃研修センター)】

教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていない。

県は、事業計画に基づく事業実施を指導されたい。

ケ 施設の管理で適正でないものがあった。

【生産者支援課(佐賀県射撃研修センター)】

県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。
指定管理者に早急に無許可施設を撤去させ、あるいは、必要であれば施設使用の許可を行われたい。

- コ 業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。
【社会教育課(波戸岬少年自然の家)】

業務仕様書において、小型船舶2級以上の有資格者4名を常駐させることとなっているが、3名しかいなかった。

- サ 指定管理業務の運営に関し、職員の配置で不適正なものがあった。
【体育保健課(佐賀県ヨットハーバー)】

救助・指導員2人について、別の補助事業による職員及び県体育協会派遣職員を配置し、県もそれを了承していた。

- シ 事業報告書の作成・確認で不適正なものがあった。
【体育保健課(佐賀県ヨットハーバー)】

管理運営業務仕様書により、事業報告書の書式は、県と指定管理者で協議のうえ定めることとなっているが、指定管理者が任意に作成した事業報告書が提出されていた。

また、提出された報告書は、次のとおり不適正であった。

- ・施設の維持・管理関係の実績等の記載がない
- ・自己評価が実施されていない
- ・無料の施設利用者の報告がない

事業報告書は、管理運営の状況を把握し、適正になされているか検証し、翌年度の運営に活用するために必要なものである。

書式については、県と指定管理者で協議のうえ定めるとともに、県は、報告書を十分に検証されたい。

- ス 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。
【文化課(佐賀県立宇宙科学館)】
【新産業課(佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)】
【社会教育課(黒髪少年自然の家、波戸岬少年自然の家)】

自動販売機設置等に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係(18件)

出資団体に対するもの(15件)

- ア 定款等の見直しを要するもの (6件)
- イ 入札事務で適正でないもの (1件)
- ウ 評議員会に係る委任状の取扱いで適正でないもの (1件)
- エ 役員変更等の登記で適正でないもの (1件)
- オ 助成金の事務で適正でないもの (1件)
- カ 扶養手当の認定で適正でないもの (2件)
- キ 収入未済額があるもの (1件)
- ク 基金の運用及び取り崩しについて検討を要するもの (1件)
- ケ 負担金徴収について、廃止を含め検討を要するもの (1件)

所管課に対するもの(3件)

- ア 公社保有地の処分計画について検討を要するもの (1件)
- イ 会社の存続について検討を要するもの (1件)
- ウ 不採算路線の改善で、抜本的な改善の検討を要するもの (1件)

(2) 補助金等交付団体関係(37件)

補助金等交付団体に対するもの(23件)

- ア 補助対象経費に係る給与費規定等の整備・見直しを要するもの(8件)
- イ 諸手当の認定事務で適正でないもの (6件)
- ウ 収入未済があるもの (1件)
- エ 収入認定の誤りにより、補助金額に影響があるもの (1件)
- オ 補助対象経費の算定で適正でないもの (2件)
- カ 補助金の実績(精算)報告で適正でないもの (1件)
- キ 補助金の交付で適正でないもの (1件)
- ク その他会計規則の取扱いで適正でないもの (1件)
- ケ 委託料の支払で検討を要するもの (1件)
- コ 繰越金の使途(活用方法)について検討を要するもの (1件)

所管課に対するもの(14件)

- ア 補助対象経費に係る諸規定の整備・見直し、取扱いについて指導を要するもの (2件)
- イ 補助金事務の審査及び補助金交付要綱等関係規定の整備で適正でないもの (1件)
- ウ 補助金交付要綱で定める対象経費の範囲及び取扱方法で適正でないもの (1件)
- エ 補助金交付要綱等の見直しが必要なもの (5件)
- オ 補助金の額の確定で適正でないもの (2件)

| | | |
|---|---------------------|---------|
| カ | 補助金の交付決定時期で検討を要するもの | (1 件) |
| キ | 補助金の執行で適正でないもの | (1 件) |
| ク | 貸付事務の執行で適正でないもの | (1 件) |

(3) 公の施設の指定団体関係 (5 2 件)

指定団体に対するもの (2 4 件)

| | | |
|---|--|---------|
| ア | 長期間代表者が不在となっているもの | (1 件) |
| イ | 経理規程等が整備されていないもの | (1 件) |
| ウ | 協定に基づく備品一覧表が県から指定管理者に送付されず、指定管理者も確認していないもの | (1 件) |
| エ | 施設の管理で適正でないもの | (2 件) |
| オ | 施設使用許可及び使用料徴収等に関し改善・検討を要するもの | (2 件) |
| カ | 会計処理で適正でないもの | (4 件) |
| キ | 委託費の支払いで適正でないもの | (1 件) |
| ク | 協定に基づく財産の管理で適正でないもの | (2 件) |
| ケ | 備品管理業務で県に報告されていないもの | (1 件) |
| コ | 業務仕様書に基づく自己評価の報告書がないもの | (2 件) |
| サ | 利用料金徴収規程の整備を要するもの | (1 件) |
| シ | 業務仕様書に基づく各種報告書で適正でないもの | (1 件) |
| ス | 現金の取扱いで、現金出納簿が作成されていないもの | (1 件) |
| セ | 現金出納簿の記帳が適正でないもの | (1 件) |
| ソ | 領収書の発行で適正でないもの | (2 件) |
| タ | 事業報告書の報告内容で検討を要するもの | (1 件) |

所管課に対するもの (2 8 件)

| | | |
|---|-----------------------------|---------|
| ア | 施設に係る備品一覧表が指定管理者に送付されていないもの | (1 件) |
| イ | 施設使用許可で適正でないもの | (1 件) |
| ウ | 実績報告書の審査で不十分なもの | (2 件) |
| エ | 基本協定書に基づく事業報告書の提出の遅れがあるもの | (1 件) |
| オ | 協定書の内容で適正でないもの | (1 件) |
| カ | 物品の管理で、適切でないもの | (3 件) |
| キ | 指定管理者の公募に際し、公募期間が短いもの | (1 件) |
| ク | 指定管理者の公募に際し、業務仕様書を作成していないもの | (1 件) |
| ケ | 防火管理者としての業務実施が適正でないもの | (1 件) |
| コ | 業務仕様書に基づく自己評価の報告を求めているもの | (2 件) |
| サ | 施設の管理で適正でないもの | (1 件) |
| シ | 会計処理で適正でないもの | (1 件) |
| ス | 遊休化している施設の管理で検討を要するもの | (1 件) |
| セ | 事業報告書の報告内容で検討を要するもの | (1 件) |
| ソ | 利用促進について検討を要するもの | (3 件) |
| タ | 民間譲渡する際の純資産額の取り扱いで検討を要するもの | (1 件) |

- チ 管理業務の範囲・内容・運営組織について、検討を要するもの (1 件)
- ツ 施設利用に関し、利用料金導入の検討を要するもの (2 件)
- テ 指定管理経費の算定について検討を要するもの (2 件)
- ト 行政財産の使用料徴収で検討を要するもの (1 件)

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、13ページから68ページまでに記載している。

第 3 意見事項

この意見は、平成19年7月から平成20年2月までの間に執行した監査の途上において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 出資団体に関するもの

県は、県行政を補完するため、県が出資して団体を設立し、事業を行わせることができるが、その際には、団体の事業が県の施策の目的に合致し、所期の事業効果が十分に現れているかどうかを絶えず検証する必要がある。

県では、行財政改革緊急プログラムの中で、外郭団体の見直しの方向性（平成18年3月公表）が示され、外郭団体によってその性格や社会情勢の変化が与える影響等が違っており、置かれている状況も異なっていることから一律的な見直しではなく、その団体にあった見直しを行うこととして、団体の廃止・統合、県のかかわり方の見直し、団体の経営改善に取り組まれているが、進展が見られていない。

県の施策の一部を担わせている以上、団体の現状や課題を十分把握し、必要であれば団体への関与を強化し、県が主体となって早急にそれぞれの外郭団体の見直しの方針に沿った取り組みを進められたい。

なお、団体の廃止・統合に際しては設立者として、職員の再就職の紹介、求人情報の提供など、再就労の機会確保に努めるよう支援されたい。

また、平成20年度中に、公益法人制度改革が施行されることから、県の外郭団体についてもスムーズに新公益法人に移行できるよう指導されたい。

2 補助金等交付団体に関するもの

県は、特定の施策を推進するため公益上必要があると認めるときに、特定の団体に対し補助金等を交付して事業を実施させている。これら補助事業等の実施に当たっては、補助金等の不正使用の防止や適正な執行を図るために、基本的事項が関係する法令、規則、要綱（以下「要綱等」という。）で定められている。

しかし、団体の中には、補助事業で取得した財産の管理が不十分なもの、補助対象経費に係る諸規定の整備・見直しが必要なものなどが見受けられた。

また、所管課においても、補助金等の交付申請書及び実績報告書の審査や確認が不十分なもの、補助金等の交付の決定、額の確定及び補助金交付が遅延しているものなど、各補助金等に共通する基本的事務処理で不適正なものが見られた。

さらに、団体等の運営費に係る補助金等で、国の補助制度から県の単独補助制度へ移行したにもかかわらず、県の補助金交付要綱等の見直しを行わないまま、従来の国の運用・通達に基づく事務処理がなされているものもあった。

補助金等が公金であることに鑑み、有効・適切に活用され、所期の目的が達成できるよう厳格な予算の執行に努められたい。

3 公の施設の指定団体に関するもの

これまで公の施設の管理委託は、出資団体等の公共的団体しかできなかったが、平成15年に地方自治法が改正され、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が有するノウハウの活用と経費の削減を目的とした指定管理者制度が設けられた。

本県でも平成16年度から平成18年度までに35の公の施設で導入されているが、今回監査した21施設のうち大半が、指定管理者制度と直営方式の比較検討を十分行わないまま指定管理者制度を導入し、従来の管理委託団体（県の出資法人等）が指定管理者として指定されていた。

その中には、県の出資団体で、指定管理業務を行うために県職員が派遣されているもの、指定管理者の申請に当たり、指定管理業務の一部に、県から別途受けている補助金で雇用している職員に従事させることとして、人件費を計上せずに申請し、県もそれを認めていたものがあった。

公募して競争により指定管理者を選定するという仕組みの下で、このような取扱いをすることは不公平であり、従来の管理委託団体を優遇、あるいは管理委託団体を県の現地機関化していると取られかねず不明朗である。

公募の条件においても、管理経費の削減が優先された条件となっており、その結果、県民の行政ニーズに十分対応できていないものや民間事業者が参入できにくいものなど、指定管理者制度の趣旨に沿わないものがあった。

また、指定管理者制度は、指定管理者に施設の使用許可権限、利用料金の徴収といったこれまではなかった権限、裁量を与え、指定管理者の持つノウハウをフルに活用してもらい、よりよい施設管理を目指すものである。そのためには、例えば利用料金制などインセンティブの働く仕組みを作っておく必要があるが、利用料金制を採っている施設は少なかった。

今後、指定管理者の指定にあたっては、利用料金制の導入のほか、積極的な利活用により光熱水費が増える場合の精算方式、画期的なアイデアあふれる事業を実施して成果を上げた場合は優先して再指定を行うなど、インセンティブの働く仕組みを検討し、導入すべきである。

また、利用料金の算定に際しては、施設によっては県内利用者、県外利用者での差別化や社会教育施設での学校関係者が利用する場合の利用料金と企業の研修、職域の活動等で利用する場合の利用料金の差別化等についても検討する必要がある。

今後とも、それぞれの指定管理者の経営状況、事業の実施状況を常に検証しながら、問題点等を正確に把握し、県民サービスの維持向上に努められるとともに、施設の老朽化に伴う計画的な改修や予期しない事故等の発生に伴う危機管理も踏まえ、協定の内容等に特段の留意を図りながら当事者意識をもって各団体の指導監督に努められたい。

用語等の説明

| 用語等 | 説明 |
|--|---|
| <p>地方自治法第199条第7項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)</p> | <p>条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p> |
| <p>公の施設の指定管理者制度</p> | <p>指定管理者制度とは？ 平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。 指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p> |
| <p>NPO法人</p> | <p>「NPO(NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。 このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p> |
| <p>収入調定</p> | <p>地方公共団体が、徴収しようとする収入の内容(金額、納入者、納入期限など)を調査して決定する行為を言います。</p> |
| <p>佐賀県行財政改革緊急プログラム</p> | <p>県の財政環境や社会経済状況の変化に対応するため、平成16年10月に策定されました。その後、県議会や行政改善委員会の意見、パブリックコメントなどを参考にして「佐賀県行財政改革緊急プログラムVer.2.0」が平成19年11月に策定されました。 詳しい内容については、佐賀県のホームページ>県政の運営>施策>行財政改革緊急プログラムに登載されています。</p> |
| <p>インセンティブ</p> | <p>誘因。目標を達成するための刺激。 人の意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のことです。例えばプロスポーツチームと選手が、成績による出来高制で契約を行う場合、「出来高の仕組みを選手に与えること」をインセンティブ(=動機付け)と呼びます。また出来高そのものをインセンティブ(=報奨)と呼ぶ場合や、まれにですが、そのようにして引き出される意欲をインセンティブ(=意欲)と呼ぶ場合もあります。(三省堂辞書サイト引用)</p> |

監査対象団体ごとの監査結果

| | | | | |
|---------|--|------|-------------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市天神三丁目2 - 11 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月31日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 中村 孝 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 20,000,000円 | |
| | | 出資額 | 20,000,000円 | |
| | | 出資率 | 100.0% | |
| | 公の施設の 管 理 | 施設名 | 佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター | |
| | | 委託額 | 295,345,000円 | |
| 所 管 課 | 男女共同参画課、私学文化課、社会教育課 | | | |
| 監査の結果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあった。 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書等を徴収して、確認されたい。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 利用料金徴収規程の整備を要するものがあった。 基本協定書第15条の規定により、利用料金の減額、免除について、「催物の準備、リハーサル又は現状に復するために施設を利用する場合」については、通常の30%の額とすることができると、額が定められているが、「その他指定管理者が特に必要と認めた場合」については、具体的な事例等の定め及び免除額を定めないまま、台風等で中止の場合やアバンセと共催の場合に、全額免除しているものがあった。</p> | | | |

| | | | | |
|---------|---|-------------|----------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県国際交流協会 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目1番59号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月31日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 411,480,838円 | |
| | | 出資額 | 300,000,000円 | |
| | | 出資率 | 72.9% | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 財団法人佐賀県国際交流協会事業推進費補助 | |
| | | 補助事業費 | 38,676,346円 | |
| 補助金交付額 | | 38,676,346円 | | |
| 所 管 課 | 国際課 | | | |
| 監査の結果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸規程の見直しを要するものがあった。 財団法人佐賀県国際交流協会組織規程第5条別表第1の規定で企画交流課長を置くこととなっているが、置かれていない。また、企画主任を置くこととなっていないが、置かれていた。</p> <p>財団法人佐賀県国際交流協会寄附行為第17条の規定により常務理事</p> | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>を選任することとし、財団法人佐賀県国際交流協会会計規程第8条及び第11条の規定で、常務理事が行う事務を定めているが、常務理事は選任されていない。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> |
|--|---|

| | | | | |
|-----------|---|------------------------------|------------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県環境クリーン財団 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目1番59号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月23日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 100,000,000円 | |
| | | 出資額 | 30,000,000円 | |
| | | 出資率 | 30.0% | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助 | |
| | | 補助事業費 | 99,223,243円 | |
| | | 補助金交付額 | 97,253,243円 | |
| | | 補助事業名 | 佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助 | |
| | | 補助事業費 | 653,149,045円 | |
| | | 補助金交付額 | 215,510,150円 | |
| | | 補助事業名 | 佐賀県産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助 | |
| | | 補助事業費 | 2,115,015,750円 | |
| | | 補助金交付額 | 341,060,000円 | |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付 | |
| 貸付額 | | 5,257,000円 | | |
| 貸付事業名 | | 財団法人佐賀県環境クリーン財団廃棄物処理施設建設資金貸付 | | |
| 貸付額 | | 1,400,000,000円 | | |
| 所 管 課 | 廃棄物対策課 | | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>財団組織規程第2条第1項で「事務局に事務局長、課長を置く。」とあり、事務局長については職の設置規定があるが、「技術監」についての規定がなかった。</p> <p>財団職員給与規程第4条により「手当の額については、佐賀県職員の例による。」と定められ、佐賀県職員給与条例第7条の2第1項で、「管理又は監督の地位にある職員の職のうち、人事委員会規則で指定する職にある者に対して、管理職手当を支給する。」と定められているが、事務局長及び技術監を管理職手当の支給対象としての職に指定する旨の規定が財団の規程になかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行</p> | | | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | されていた。 |
| | 3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。 |

| | | | | |
|--------------------|--|------------------------|--------------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県地域産業支援センター | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鍋島町大字八戸溝 1 1 4 | | | |
| 監 査 執 行 年 月 日 | 平成 1 9 年 1 0 月 1 6 日、2 3 日 | | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | | |
| 財 政 的 援 助 内 容 | 1 出 資 金 | 基 本 財 産 | 8,000,000円 | |
| | | 出 資 額 | 8,000,000円 | |
| | | 出 資 率 | 100.0% | |
| | 2 補 助 金 | 補 助 事 業 名 | 財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助 | |
| | | 補 助 事 業 費 | 141,284,532円 | |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 141,090,010円 | |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県地域産業支援対策事業費補助 | |
| | | 補 助 事 業 費 | 84,246,415円 | |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 78,960,920円 | |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県技術振興等補助 | |
| | | 補 助 事 業 費 | 104,733,843円 | |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 104,696,745円 | |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助 | |
| | | 補 助 事 業 費 | 3,974,000円 | |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 3,974,000円 | |
| | 3 損 失 補 償 | 損 失 補 償 事 業 名 | 佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償 | |
| | | 補 償 事 業 費 | 3,483,000円 | |
| | | 補 償 金 交 付 額 | 3,483,000円 | |
| | 4 貸 付 金 | 貸 付 事 業 名 | 佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付 | |
| | | 貸 付 事 業 費 | 168,750,000円 | |
| | | 貸 付 金 交 付 額 | 168,750,000円 | |
| 5 負 担 金 | 負 担 事 業 名 | 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費負担 | | |
| | 負 担 事 業 費 | 35,471,935円 | | |
| | 負 担 金 交 付 額 | 7,000,000円 | | |
| 6 公 的 施 設 の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県地域産業支援センター | | |
| | 委 託 額 | 6,816,000円 | | |
| | 施 設 名 | 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター | | |
| | 委 託 額 | 321,394,000円 | | |
| 所 管 課 | 新産業課、商工課、雇用労働課 | | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 中小企業情報センターの負担金徴収について、廃止を含め検討を要するものがあった。</p> <p>(設置経緯)</p> <p>昭和54年に国の中小企業施策として、各都道府県に地域中小企業情報センターを第三セクターで設置することとなった。</p> | | | |

県では、昭和58年度に(財)佐賀経済調査協会に「佐賀県中小企業情報センター」を併設された。許可の申請がなされていなかった。

国の方針は、事業費の補助金は出すが、運営費は補助しないとのことで、県では、所要人員は県、市及び地元基幹企業からの派遣で、人的対応が不可能な団体は、一定の金額を負担金として負担し、県全体で県内中小企業の情報化支援体制を支えることとしてスタートした。

その後、県の施策の進展により、情報センターは業務も拡大し、平成元年3月に(財)佐賀産業技術情報センターの設立により(財)佐賀経済調査協会から業務を移管、更に平成8年(財)佐賀県地域産業支援センターに改組し今日に至っている。

以上が負担金徴収の経緯であるが、設立当初の考え方を踏襲して現在まで負担金を徴収してきているが、負担金の徴収根拠となる規程も定められていなかった。

また、(財)佐賀県地域産業支援センターは、寄付行為第32条で賛助会員規程を設けて賛助会費も徴収されており、一部の団体においては二重に支出されている団体もあった。

この際、関係団体負担金の徴収については、賛助会費との兼ね合いもあり廃止を検討されたい。

(2) 収入未済額の解消に努力されたい。

「さがフロンティア開拓供創プロジェクト事業」に係る委託費
監査時現在未収金額 217,368円

2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 補助金の精算(実績)報告で適正でないものがあつた。

経費の区分間(人件費と事務費)を変更する場合は、知事の承認を受けなければならないが、受けないままに実績報告が提出されていた。

平成17年度補助金に係る実績報告書の提出で、補助対象経費に変更が必要な場合は、補助金額に変更がなくても、修正後の実績報告書を提出すべきであるが、再提出されていなかった。

(2) 委託料の支払で検討を要するものがあつた。

特許出願手続委託料については、契約書第3条で「委託料の額は、中間手続きのうち、一つの業務が完了次第、その事務処理に要した金額を甲乙双方が確認し、その都度定めるものとする。」と規定しているが、実際の支払いは、甲が確認することなく、請求どおりの額を支払っていた。

今後は、業務報告書等を提出させ、業務の完了と金額の確認を行うなど、その確認方法を検討されたい。

3 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿って執行されていた。

4 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は貸付目的に沿って執行されていた。

5 負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費繰越金の使途(活用方法)について検討を要するものがあつた。

平成18年度収支決算において、多額の繰越金が発生していた。

| | |
|--|---|
| | <p>繰越金については、赤字補填のための財政調整基金としての活用ルールや会員の会費、県・市町の負担を減額する等も考慮し、繰越金の使途（活用方法）について検討されたい。</p> <p>6 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 会計処理で適正でないものがあつた。 指定管理に係る経理は、特別会計として管理されたい。</p> <p>(2) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあつた。 事業報告書のうち、「管理運営業務の実施状況」については、管理運営費の支出状況を実施状況報告として報告されている。 管理業務の具体的内容を報告するなど、記載すべき内容を県と協議・検討されたい。</p> <p>【シンクロトロン光研究センター関係】</p> <p>(1) 各種報告書で適正でないものがあつた。 指定管理者からの事業計画書、事業報告書、収支計算書等の報告で、指定管理業務以外の業務が含まれていた。</p> <p>(2) 施設使用料に係る領収書様式で検討を要するものがあつた。 宿泊施設の利用料（1泊2,000円）については、領収書が発行されていたが、複写式となっておらず、領収書をコピーで保管されていた。 領収書の発行については、原符と領収証書各1枚をもって1組とし、発行番号は一連番号を付した複写式の領収書の発行を検討されたい。 また、領収書の発行の際は、だれが領収したか確認できるような領収書を作成されたい。</p> <p>(3) 現金の取扱いで適正でないものがあつた。 現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあつた。 センター内に、自動販売機が設置されていたが、行政財産の目的外使用許可の申請がなされていなかった。</p> |
|--|---|

| | | | | |
|-----------|-------------------|--------|--------------------|--|
| 団 体 名 | 社団法人佐賀県野菜価格安定基金協会 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市栄町2番1号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年9月28日 | | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾 隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 102,100,000円 | |
| | | 出資額 | 45,000,000円 | |
| | | 出資率 | 44.1% | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県野菜生産出荷安定資金造成費補助 | |
| | | 補助事業費 | 183,744,000円 | |
| | | 補助金交付額 | 25,695,000円 | |
| | | 補助事業名 | 佐賀県野菜価格安定対策事業費補助 | |
| 補助事業費 | 193,070,142円 | | | |
| 補助金交付額 | 96,200,660円 | | | |

| | |
|-----------|--|
| 所 管 課 | 園芸課 |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> |

| | | | | |
|-----------|---|--------|----------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目1番59号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月29日 | | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中 村 孝 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 689,407,000円 | |
| | | 出 資 額 | 689,407,000円 | |
| | | 出 資 率 | 100.0% | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県高性能林業機械等利用促進事業費補助 | |
| | | 補助事業費 | 12,337,500円 | |
| | | 補助金交付額 | 12,337,500円 | |
| 所 管 課 | 林業課 | | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基金の運用及び取り崩しについて検討を要するものがあった。</p> <p>基金の運用について</p> <p>基本財産のうち、一部が普通預金(4,407千円)で管理されていた。助成金需要が発生するまでの期間は、定期預金等による短期の運用を検討されたい。</p> <p>基金の取り崩しについて</p> <p>基金の取り崩しについては、理事会の承認が取られているが、取り崩し額が事業費以上で行われ、毎年度収支差額が発生している。取り崩しに当たっては、資金需要額を取り崩されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金の執行で適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県高性能林業機械等利用促進事業の補助金事務で、完了予定日を2ヶ月以上経過してから変更申請書が提出されていた。また、補助金交付要綱で、「事業が予定の期間に完了しない場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること」となっているが、知事への報告もなされていなかった。</p> <p>補助金申請年月日 平成18年10月13日</p> <p>補助金交付決定日 平成18年10月23日</p> <p>事業完了予定日 平成18年12月31日</p> <p>変更申請年月日 平成19年 3月 5日</p> | | | |

| | | | |
|---------|---|-------|-------------|
| 団 体 名 | 佐賀県土地開発公社 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目6番5号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月18日 | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 30,000,000円 |
| | | 出 資 額 | 30,000,000円 |
| | | 出 資 率 | 100.0% |
| 所 管 課 | 土地対策課 | | |
| 監査の結果 | <p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸規定の見直しを要するものがあった。</p> <p>佐賀県土地開発公社組織規程第4条第2項で、主事、技師を置くこととされているが、置かれていない。</p> <p>佐賀県土地開発公社会計規程第7条第3項で、総務部長は金銭出納担当者、各部長は物品出納担当者及び契約担当者に任命されたものとする とされているが、総務部長、各部長は、置かれていない。</p> | | |

| | | | | |
|--------------|--|---------------|--------------------------|--|
| 団 体 名 | 佐賀県住宅供給公社 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目6番5号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月18日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 5,000,000円 | |
| | | 出 資 額 | 5,000,000円 | |
| | | 出 資 率 | 100.0% | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 平成18年度佐賀県住宅供給公社分譲事業活性化補助 | |
| | | 補助事業費 | 8,669,750円 | |
| | | 補助金交付額 | 4,334,000円 | |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 佐賀県住宅供給公社経営支援資金貸付 | |
| | | 貸付事業費 | 2,100,000,000円 | |
| | | 貸付交付額 | 2,100,000,000円 | |
| 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 県営住宅(鳥栖地区を除く) | | |
| | 委 託 額 | 333,019,000円 | | |
| 所 管 課 | 建築住宅課 | | | |
| 監査の結果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> <p>4 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p> | | | |

| | | | |
|---------|------------------------------|------|-------------|
| 団 体 名 | 財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鍋島町大字蛸久岸川 1 5 0 2 番地の 2 先 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 1 0 月 2 9 日 | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 田中俊雄 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 10,000,000円 |
| | | 出資額 | 5,000,000円 |
| | | 出資率 | 50.0% |
| 所 管 課 | 河川砂防課 | | |
| 監査の結果 | 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。 | | |

| | | | | |
|---------|--|--------------|---------------------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人嘉瀬川ダム対策基金 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 中村 孝 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 19,000,000円 | |
| | | 出資額 | 9,500,000円 | |
| | | 出資率 | 50.0% | |
| | 負担金 | 負担事業名 | 佐賀県嘉瀬川ダム関連富士町振興計画特別助成事業負担 | |
| | | 負担事業費 | 3,097,249,000円 | |
| 負担金交付額 | | 115,072,000円 | | |
| 所 管 課 | 水資源対策課 | | | |
| 監査の結果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 役員変更等の登記で適正でないものがあった。 理事の住所移転登記を法令で定める期限内(2週間以内)に行わず、過料を課されていた。</p> <p>(2) 事務処理規程で見直しを要するものがあった。 基金から佐賀市に支払われる負担金は、財団法人嘉瀬川ダム対策基金負担金交付要綱第7条で概算払での支払を可能としているが、財団法人嘉瀬川ダム対策基金事務局処理規程第26条に定める概算払できる経費には該当していない。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------|----------------------|----------------|--------|--------------------|-------|----------------|--------|-----------------|-------|-----------------|--------|
| 団 体 名 | 財団法人さが緑の基金 | | | | | | | | | | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目1番59号 | | | | | | | | | | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月1日 | | | | | | | | | | | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | | | | | | | | | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 542,250,000円 | | | | | | | | | | |
| | | 出資額 | 250,000,000円 | | | | | | | | | | |
| | | 出資率 | 46.1% | | | | | | | | | | |
| | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県さが四季彩の郷づくり推進事業費補助 | | | | | | | | | | |
| | | 補助事業費 | 7,479,883円 | | | | | | | | | | |
| | | 補助金交付額 | 3,090,000円 | | | | | | | | | | |
| 所 管 課 | 森林整備課 | | | | | | | | | | | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事務処理規程で整備を要するものがあった。</p> <p>寄附金の受入れに係る決裁は、事業実施に伴う寄付金は事務局長、募金特別会計寄付金は常務理事までとなっていた。</p> <p>寄附金の取扱いについては、常務理事決裁に統一した事務手続きとなるよう決裁規程の整備を行われたい。</p> <p>(2) 助成金の事務で適正でないものがあった。</p> <p>緑の募金活動特別会計において、団体から助成金の実績報告が提出されていたが、その内容確認がされていないものがあった。</p> <p>実績報告の内容によっては助成金の返還が必要となる場合もあることから、早急な事務処理に努められたい。</p> <p>未確認の事業報告内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>緑の少年団育成事業活動交付金</td> <td>21件中4件</td> </tr> <tr> <td> " 交流大会交付金</td> <td>7件中4件</td> </tr> <tr> <td>地域ボランティア活動支援事業</td> <td>14件中4件</td> </tr> <tr> <td>「緑の県土づくり」活動支援事業</td> <td>3件中3件</td> </tr> <tr> <td>森林づくりボランティア支援事業</td> <td>11件中2件</td> </tr> </table> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> | | | 緑の少年団育成事業活動交付金 | 21件中4件 | " 交流大会交付金 | 7件中4件 | 地域ボランティア活動支援事業 | 14件中4件 | 「緑の県土づくり」活動支援事業 | 3件中3件 | 森林づくりボランティア支援事業 | 11件中2件 |
| 緑の少年団育成事業活動交付金 | 21件中4件 | | | | | | | | | | | | |
| " 交流大会交付金 | 7件中4件 | | | | | | | | | | | | |
| 地域ボランティア活動支援事業 | 14件中4件 | | | | | | | | | | | | |
| 「緑の県土づくり」活動支援事業 | 3件中3件 | | | | | | | | | | | | |
| 森林づくりボランティア支援事業 | 11件中2件 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------|--|------|----------------|
| 団 体 名 | 佐賀県道路公社 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目6番5号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月18日 | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 9,265,000,000円 |
| | | 出資額 | 7,490,000,000円 |
| | | 出資率 | 80.8% |
| 所 管 課 | 道路課 | | |
| 監査の結果 | <p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 入札事務を、予算の承認を受ける前に行っているものがあった。 (料金徴収業務委託 4件) 鳥栖筑紫野道路料金徴収業務委託(委託先：第一道路サービス(株)) 三瀬トンネル料金徴収業務委託(委託先：大稲産業(株)) 巖木多久道路料金徴収業務委託(委託先：第一道路サービス(株)) 東脊振トンネル料金徴収業務委託(委託先：神埼郡農業協同組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会予算承認日 平成18年3月27日 ・入札日 平成18年2月1日 ・契約日 平成18年4月1日 <p>(2) 継続分の道路占用料に係る収入調定で遅延しているものがあった。 調定期期 平成19年1月 調定すべき時期 平成18年4月 調定額 1,868,521円</p> <p>(3) 定款の見直しを要するものがあった。 定款第6条において、副理事長1名を置くこととなっているが、置かれていない。</p> | | |

| | | | | |
|---------|-----------------------------|--------------|-------------|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県教育文化振興財団 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市富士町関屋字六反田514番 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月23日、26日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 20,000,000円 | |
| | | 出資額 | 20,000,000円 | |
| | | 出資率 | 100.0% | |
| | 公の施設の 管 理 | 施設名 | 北山少年自然の家 | |
| | | 委託額 | 89,642,000円 | |
| | | 施設名 | 黒髪少年自然の家 | |
| | | 委託額 | 68,054,000円 | |
| | 施設名 | 波戸岬少年自然の家 | | |
| | 委託額 | 119,028,000円 | | |
| 所 管 課 | 社会教育課 | | | |
| 監査の結果 | 1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。 | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 少年自然の家の利用促進で検討を要するものがあった。</p> <p>少年自然の家の設置目的は、県内の少年の健全育成であるが、県では目標として3施設合計の利用団体数を定めている。しかし、実情は、県外の者や大人の利用も多く、県内の少年の健全育成を達成する上での目標としては妥当でない。</p> <p>このため事業報告書において、利用者数等を報告しているが、県内利用・県外利用の状況分析がない、使用料を免除した者は報告していない、部屋の稼働状況の分析がないなど、少年自然の家の設置目的である、県内の少年の健全育成という観点からの事業報告書の内容とはなっていない。</p> <p>また、管理運営共通業務仕様書に定められている、自己評価の県への報告もなされていない。</p> <p>少年自然の家の本来の利用促進に向け、県と協議して、適正な目標を設定し、事業報告書で確認を行い、改善につなげるという仕組みを作り、利用促進を図られたい。</p> <p>(2) 領収書の発行で適正でないものがあった。</p> <p>領収書の発行は、あらかじめ任命された出納員が行うこととなっていたが、財団法人佐賀県教育文化振興財団理事長名で発行されていた。</p> <p>【黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。</p> <p>食堂内の売店に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。</p> <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1) 業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。</p> <p>業務仕様書において、小型船舶2級以上の有資格者4名を常駐させることとなっているが、3名しかいなかった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。</p> <p>食堂内の売店に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。</p> |
|--|--|

| | | | | |
|---------|----------------|-----------|--|--|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県体育協会 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀市日の出二丁目1番11号 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月16日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 中 村 孝 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 573,265,974円 | |
| | | 出 資 額 | 200,000,000円 | |
| | | 出 資 率 | 34.9% | |
| | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助 | |
| | | 補 助 事 業 費 | 140,787,579円 | |
| | | 補助金交付額 | 131,168,568円 | |
| | | 補 助 事 業 名 | 各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第26回九州ブロック大会派遣事業費補助) | |

| | | | |
|-----------|---|--------|--------------------------------------|
| | | 補助事業費 | 17,253,237円 |
| | | 補助金交付額 | 17,253,237円 |
| | | 補助事業名 | 各種競技大会派遣事業費補助(第61回国民体育大会派遣事業費補助) |
| | | 補助事業費 | 31,755,925円 |
| | | 補助金交付額 | 31,755,925円 |
| | | 補助事業名 | 各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第62回冬季大会派遣事業費補助) |
| | | 補助事業費 | 3,900,305円 |
| | | 補助金交付額 | 3,900,305円 |
| | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館 |
| | | 委 託 額 | 290,249,000円 |
| 所 管 課 | 体育保健課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸手当の認定事務で適正でないものがあった。 人件費のうち、扶養手当や住居手当の認定に際しては、所得証明書及び在学証明書等を徴収して確認されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金の交付で適正でないものがあった。 県から各種競技大会派遣事業費補助金の交付を受け、国民体育大会に参加する各種競技団体等へ派遣に係る費用の助成を行っているが、協会が助成する規程等がなかった。 速やかに、規程等を整備し、適正な運用を図られたい。</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 指定管理業務の事業報告に当たり、自己評価が提出されていなかった。</p> <p>(2) 市村記念体育館施設使用料で、現金出納簿への記帳が適正でなかった。</p> <p>(3) 備品の管理で適正でないものがあった。(市村記念体育館) 前年度の監査で現物確認ができなかった備品が台帳にそのまま備品として整理されているものがあった。 備品名 吊り輪 数 量 1セット 金 額 323,700円</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|--------------|
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター | | |
| 所 在 地 | 佐賀市城内一丁目1番1号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月5日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 427,745,400円 |
| | | 出 資 額 | 200,000,000円 |
| | | 出 資 率 | 46.8% |
| 所 管 課 | 組織犯罪対策課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 委任状の取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>評議員会に欠席した者が提出した委任状には、本人の署名・押印はあったが、評決の賛否や委任者名が記載されていなかった。</p> | | |

| | | | | |
|-----------|--|--------|---------------------|--|
| 団 体 名 | 佐賀ターミナルビル株式会社 | | | |
| 所 在 地 | 佐賀郡川副町大字犬井道9476番地187 | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月31日 | | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 | | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 基本財産 | 1,267,000,000円 | |
| | | 出 資 額 | 547,000,000円 | |
| | | 出 資 率 | 43.2% | |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付 | |
| | | 貸付事業費 | 13,293,000円 | |
| | | 貸付金交付額 | 13,160,000円 | |
| 所 管 課 | 空港・交通課 | | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> | | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|----------------|
| 団 体 名 | さが城まつり歌謡音楽祭実行委員会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市金立町大字金立179-1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年7月3日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 焱博記念地域活性化事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 5,389,806円 |
| | | 補助金交付額 | 4,311,000円 |
| 所 管 課 | 県民協働課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-------------------|
| 団 体 名 | まちおこしTAKE-O(テイクーゼロ) | | |
| 所 在 地 | 武雄市北方町大字志久290-1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 2日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県CSO活動拠点整備事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 4,835,129円 |
| | | 補助金交付額 | 4,800,000円 |
| 所 管 課 | 県民協働課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|--------------|
| 団 体 名 | 学校法人耕心学園(伊万里幼稚園) | | |
| 所 在 地 | 伊万里市立花町3965番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月26日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 93,434,212円 |
| | | 補助金交付額 | 30,068,000円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|--------------|
| 団 体 名 | 学校法人諸富学園(諸富北幼稚園、諸富南幼稚園) | | |
| 所 在 地 | 佐賀市諸富町大字徳富1646番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月31日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 70,604,308円 |
| | | 補助金交付額 | 35,073,000円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 学校法人人口ザリオ幼稚園 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市大和町大字久池井 1 3 8 4 - 3 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 2日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 6 1 , 1 9 5 , 3 5 9 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 2 , 2 3 9 , 0 0 0 円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程の見直しを要するものがあった。</p> <p>規程第11条に規定する役付手当の額が定められておらず、支給もされていなかった。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 学校法人代和学園(川上幼稚園) | | |
| 所 在 地 | 佐賀市大和町大字東山田 1 8 5 7 - 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 9日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 5 0 , 7 5 1 , 0 1 8 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 1 , 7 0 7 , 0 0 0 円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 学校法人佐賀ルーテル学園(唐津ルーテル幼稚園) | | |
| 所 在 地 | 唐津市坊主町 4 6 3 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月 8日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 4 4 , 6 2 2 , 9 0 5 円 |
| | | 補助金交付額 | 1 7 , 8 5 9 , 0 0 0 円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|--------------|
| 団 体 名 | 学校法人牛津ルーテル学園（牛津幼稚園） | | |
| 所 在 地 | 小城市牛津町牛津563 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月17日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補助事業費 | 31,301,526円 |
| | | 補助金交付額 | 14,028,000円 |
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 園長の給料及び通勤手当の取扱いで規定の整備を要するものがあった。</p> <p>園長の勤務実態は、週3日であり、また給料は、給料表にない額が支給されており、一般教職員と異なる取扱いになっていた。</p> <p>園長は長崎市内に住所を有し、JR利用の通勤手当として、月額50,000円支給されているが、支給額の根拠が明確でなかった。</p> <p>(2) 教職員等に対する諸手当の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>教職員等に対する通勤手当の支給は、給与規程では、通勤距離を参考にするとされていたが、内規によって住所地の市町別に定額とされていた。</p> <p>扶養手当の認定に際しては、在学証明書や所得証明書を徴収して確認されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|------------------|
| 団 体 名 | 社団法人佐賀県私立学校退職基金社団 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市与賀町78 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 6日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県私立学校退職基金社団等補助 |
| | | 補助事業費 | 275,050,140円 |
| | | 補助金交付額 | 43,145,120円 |
| 所 管 課 | 私学文化課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|---------|--|--------|-----------------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鬼丸町7番18号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月18日 | | |
| 監査執行者 | 監査委員 中村 孝 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県社会福祉協議会運営事業(県単)補助 |
| | | 補助事業費 | 57,437,091円 |
| | | 補助金交付額 | 54,825,213円 |
| | | 補助事業名 | 佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 42,890,064円 |
| | | 補助金交付額 | 33,404,000円 |
| | | 補助事業名 | 佐賀県福祉施設経営指導事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 6,151,625円 |
| | | 補助金交付額 | 5,944,000円 |
| 所 管 課 | 地域福祉課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 貸付金に係る収入未済額の解消に努力されたい。</p> <p>生活福祉資金貸付金 平成18年度未収入未済額 277,933,920円</p> <p>離職者支援資金貸付金 平成18年度未収入未済額 29,095,320円</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|------------------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人慈光会(りんでんホームズ) | | |
| 所 在 地 | 西松浦郡有田町二ノ瀬甲1230番地-1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年7月18日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県老人福祉施設等施設整備費(創設分)補助 |
| | | 補助事業費 | 770,000,000円 |
| | | 補助金交付額 | 216,421,000円 |
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 監査の結果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|---|--------|-----------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人誠心会(あいの里、あいの里本庄) | | |
| 所 在 地 | 佐賀市田代二丁目8-15 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年7月23日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県軽費老人ホーム事務費補助 |
| | | 補助事業費 | 96,223,592円 |
| | | 補助金交付額 | 58,688,000円 |
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。(あいの里分)</p> <p>(1) 施設が行う入居者の収入認定誤りで、事務費自己負担額の減少により補</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <p>助金所要額の変更及び事務費自己負担額の返還が生じるものがあつた。</p> <p>補助金所要額の計算は、事務費対象経費実支出額と事務費補助基準額を比較していずれか低い額から事務費本人徴収額を差し引いた額を補助することとなっている。</p> <p>誤収入認定額 2,500千円 月額本人徴収額 12階層区分 57,000円 正当 " 2,100千円 " 8 " 35,000円 過大徴収額 22,000円</p> <p>なお、対象入所者は、夫婦で入所月が平成19年2月からのため、補助金所要額の誤り額は88,000円(22,000円×2人×2ヶ月)で、平成18年度の補助金額に影響があり、本人に返還すべきであつた。</p> <p>施設での収入認定に際しては、補助金額及び入所者の自己負担額に多大の影響を及ぼすことから、取扱いをより慎重に行われたい。</p> |
|--|---|

| | | | |
|-----------|--|--------|-------------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人西九福社会(山王福祉工場) | | |
| 所 在 地 | 佐賀市大和町大字久留間3032 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月24日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県知的障害者福祉工場運営費補助 |
| | | 補助事業費 | 45,254,324円 |
| | | 補助金交付額 | 29,520,000円 |
| 所 管 課 | 障害福祉課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-----------------|
| 団 体 名 | 社団法人唐津東松浦医師会(唐津看護専門学校) | | |
| 所 在 地 | 唐津市千代田町2566-11 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月22日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県看護師等養成所運営費補助 |
| | | 補助事業費 | 94,292,339円 |
| | | 補助金交付額 | 17,027,000円 |
| 所 管 課 | 医務課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|---|--------|-----------------|
| 団 体 名 | 社団法人武雄杵島地区医師会（武雄看護学校） | | |
| 所 在 地 | 武雄市武雄町大字昭和300番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月23日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県看護師等養成所運営費補助 |
| | | 補助事業費 | 73,254,708円 |
| | | 補助金交付額 | 17,539,000円 |
| 所 管 課 | 医務課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 規程に定めていない手当が支給されていた。</p> <p>ア 教務手当 15,000円/人・月 平成15年3月の理事会で承認され、4月から支給することについて会長決裁済であるが、給与細則の改正がされていなかった。</p> <p>イ 家族手当 給与細則上は、5,000円/月であるが、教務Aについて、給与細則とは違う額を、会長決裁の上、県医師会職員の扶養手当の額を準用して支給していた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-----------------------|
| 団 体 名 | 医療法人財団友朋会 | | |
| 所 在 地 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙1919 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月15日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 57,297,845円 |
| | | 補助金交付額 | 51,722,000円 |
| 所 管 課 | 健康増進課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸手当の認定事務で適正でないものがあった。 扶養手当や住宅手当の認定に際しては、在学証明書や所得証明書等を徴収して確認されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|---------------------------|
| 団 体 名 | ジェイ・ピー・エス株式会社 | | |
| 所 在 地 | 鳥栖市酒井西町799番地2 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月18日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 際立つ佐賀・たくましい佐賀企業づくり支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 12,668,923円 |
| | | 補助金交付額 | 6,261,000円 |
| 所 管 課 | 新産業課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|----------------|
| 団 体 名 | 株式会社名村造船所 | | |
| 所 在 地 | 大阪市西区立売堀二丁目1番9号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年11月5日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県企業立地補助 |
| | | 補助事業費 | 6,484,853,079円 |
| | | 補助金交付額 | 500,000,000円 |
| 所 管 課 | 企業立地課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|----------------|
| 団 体 名 | 豊田合成株式会社 | | |
| 所 在 地 | 愛知県西春日井郡春日町大字落合字長畑1番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月29日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県企業立地補助 |
| | | 補助事業費 | 1,986,359,368円 |
| | | 補助金交付額 | 166,108,000円 |
| 所 管 課 | 企業立地課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|---------------|
| 団 体 名 | 佐賀県職業能力開発協会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市成章町1 - 15 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月12日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県職業能力開発協会補助 |
| | | 補助事業費 | 35,152,000円 |
| | | 補助金交付額 | 35,152,000円 |
| 所 管 課 | 雇用労働課 | | |
| 監査の結果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-------------------|
| 団 体 名 | 佐賀商工会議所 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市松原一丁目2番35号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月 9日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 83,508,275円 |
| | | 補助金交付額 | 63,762,137円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 家族手当の認定事務で適正でないものがあった。 申請書に所得証明書又は在学証明書の添付のないものや認定者の署名押印がないものがあった。</p> <p>(2) 補助対象経費の算定で適正でないものがあった。 補助対象経費に補助対象外である役職手当が含まれていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|--------|-------------------|
| 団 体 名 | 鳥栖商工会議所 | | |
| 所 在 地 | 鳥栖市元町1380 5 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月11日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 45,950,424円 |
| | | 補助金交付額 | 32,786,213円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で適正でないものがあった。 退職手当積立金の支出で、補助対象外職員(記帳指導職員2名)に係る経費についても補助対象経費として支出されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 武雄商工会議所 | | |
| 所 在 地 | 武雄市武雄町大字富岡 7 7 1 9 番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 1 3 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 4 0 , 3 8 4 , 3 7 6 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 8 , 8 1 9 , 8 0 8 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>給与規程第 1 3 条第 2 項において、時間外勤務手当の時間単価の積算根拠が記載されているが、その分母で一週 4 0 時間とすべきところを 4 1 時間としていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 鹿島商工会議所 | | |
| 所 在 地 | 鹿島市大字高津原 4 2 9 6 番地 4 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 1 7 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 3 9 , 4 3 6 , 1 1 1 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 7 , 7 5 4 , 3 2 7 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>職員給与規程にない手当(役職加算)が支出されていた。</p> <p>支出額 188,464 円(補助対象額)</p> | | |

| 団 体 名 | 小城商工会議所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---------|-------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-----|------------|---------------|------------|--|------|------|------|----|----------|---------|---------|----|----------|---------|---------|----|----------|--------|---------|
| 所 在 地 | 小城市小城町松尾4032番地5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月19日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 補助事業費 | 43,247,597円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 補助金交付額 | 30,418,349円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 管 課 | 商工課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 退職手当積立金の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>退職手当積立金の支出で、積立すべき額以上の積み立てがなされていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成19年3月末積立額</td> <td>55,105,343円</td> </tr> <tr> <td>平成19年3月末積立額必要額</td> <td>53,866,900円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,238,443円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度退職手当積立額</td> <td>2,620,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 給与規則で、見直しを要するものがあった。</p> <p>給与規則第12条第2項では、「管理職手当の月額、当該職員の給料月額の100分の5に相当する額とする。」となっているが、定額で支給されていた。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>給料月額</th> <th>実支給額</th> <th>5%の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>405,900円</td> <td>20,000円</td> <td>20,290円</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>285,400円</td> <td>11,000円</td> <td>14,270円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>275,800円</td> <td>5,000円</td> <td>13,790円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 平成19年3月末積立額 | 55,105,343円 | 平成19年3月末積立額必要額 | 53,866,900円 | 差引額 | 1,238,443円 | 平成18年度退職手当積立額 | 2,620,000円 | | 給料月額 | 実支給額 | 5%の額 | 所長 | 405,900円 | 20,000円 | 20,290円 | 次長 | 285,400円 | 11,000円 | 14,270円 | 課長 | 275,800円 | 5,000円 | 13,790円 |
| 平成19年3月末積立額 | 55,105,343円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年3月末積立額必要額 | 53,866,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 1,238,443円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度退職手当積立額 | 2,620,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 給料月額 | 実支給額 | 5%の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所長 | 405,900円 | 20,000円 | 20,290円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次長 | 285,400円 | 11,000円 | 14,270円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課長 | 275,800円 | 5,000円 | 13,790円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-------------------|
| 団 体 名 | 有田商工会議所 | | |
| 所 在 地 | 西松浦郡有田町大樽一丁目4番1号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 7月23日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 35,052,167円 |
| | | 補助金交付額 | 22,378,427円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 時間外勤務手当の支給で適正でないものがあった。</p> <p>「有田陶器市」期間中における職員の時間外勤務手当については、業務内容が同程度であるとして、積算根拠となる時間単価を、従事職員の平均単価を基礎に支給されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 諸富町商工会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市諸富町大字為重 5 2 9 - 5 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 2 5 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 3 3 , 5 8 4 , 8 1 8 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 3 , 8 0 1 , 1 6 8 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 大和町商工会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市大和町大字尼寺 1 8 5 4 - 5 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 2 7 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 3 1 , 9 1 2 , 6 4 5 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 2 , 2 4 4 , 2 8 8 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあった。 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書を徴収して確認されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 神崎市商工会 (旧千代田町商工会) | | |
| 所 在 地 | 神崎市神崎町神崎 4 1 3 - 3 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 3 0 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 3 2 , 7 6 5 , 0 4 1 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 3 , 0 3 1 , 5 1 2 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-----------------------|
| 団 体 名 | 吉野ヶ里町商工会（旧三田川町商工会） | | |
| 所 在 地 | 神埼郡吉野ヶ里町吉田 2 8 3 - 6 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 1 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 3 2 , 1 1 6 , 2 5 1 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 1 , 9 0 6 , 4 1 3 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|---|--------|-----------------------|
| 団 体 名 | 大町町商工会 | | |
| 所 在 地 | 杵島郡大町町大字福母 4 1 9 - 3 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 3 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 3 0 , 3 0 7 , 4 6 8 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 1 , 0 5 4 , 8 1 2 円 |
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 (1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあった。 扶養手当の認定に際しては、在学証明書や所得証明書を徴収して確認されたい。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-----------------------|
| 団 体 名 | 伊万里西松浦地区有害鳥獣広域駆除対策協議会 | | |
| 所 在 地 | 伊万里市立花町 1 3 5 5 番地 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 6 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県有害鳥獣(猪)被害防止対策補助 |
| | | 補助事業費 | 2 6 , 2 2 5 , 4 0 0 円 |
| | | 補助金交付額 | 1 1 , 0 3 5 , 0 0 0 円 |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 伊万里西松浦森林組合 | | |
| 所 在 地 | 伊万里市大坪町丙 1 4 0 番地 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 8 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県造林事業補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 5 5 , 7 2 0 , 9 0 0 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 3 , 4 1 6 , 4 7 0 円 |
| 所 管 課 | 林業課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 団 体 名 | 太良町森林組合 | | |
| 所 在 地 | 藤津郡太良町大字多良 3 2 1 7 番地 3 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 9 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県造林事業補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 6 1 , 5 4 3 , 2 0 0 円 |
| | | 補助金交付額 | 2 4 , 8 0 2 , 7 0 0 円 |
| 所 管 課 | 林業課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-------------------------|
| 団 体 名 | 富士大和森林組合 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市富士町大字古湯 2 7 9 4 番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 8 月 1 7 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県造林事業補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 2 0 7 , 2 1 5 , 4 0 0 円 |
| | | 補助金交付額 | 9 3 , 7 2 2 , 4 9 0 円 |
| 所 管 課 | 林業課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|----------------------|
| 団 体 名 | 佐賀東部土地改良区 | | |
| 所 在 地 | 神崎市千代田町直鳥 1 4 2 5 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月20日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業助成 |
| | | 補 助 事 業 費 | 44,340,553円 |
| | | 補助金交付額 | 44,340,553円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|----------------------|
| 団 体 名 | 白石土地改良区 | | |
| 所 在 地 | 杵島郡白石町大字福田 1 8 0 9 番地 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月22日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 18,260,000円 |
| | | 補助金交付額 | 13,630,000円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------|-------------------------|
| 団 体 名 | 三日月土地改良区(旧三日月北部土地改良区) | | |
| 所 在 地 | 小城市芦刈町三王崎 3 4 6 番地 2 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月24日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 13,170,000円 |
| | | 補助金交付額 | 10,085,000円 |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県土地改良区組織運営基盤強化対策事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 3,602,000円 |
| | | 補助金交付額 | 3,343,000円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|----------------------|
| 団 体 名 | 川副町土地改良区 | | |
| 所 在 地 | 佐賀郡川副町大字鹿江419-5 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月27日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助 |
| | | 補助事業費 | 13,320,000円 |
| | | 補助金交付額 | 10,190,000円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監査の結果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-------------------------|
| 団 体 名 | 鹿島市土地改良区(旧重ノ木土地改良区) | | |
| 所 在 地 | 鹿島市大字山浦甲1564番地2 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 9月20日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県土地改良区組織運営基盤強化対策事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 15,987,000円 |
| | | 補助金交付額 | 15,858,000円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監査の結果 | <p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業で取得した財産が、土地改良区の財産として管理されていなかった。</p> <p>補助事業で取得した土地改良施設(水路のフェンス)等が、鹿島市土地改良区会計細則に定める土地改良施設台帳、固定資産台帳に記帳されず、また、鹿島市土地改良区の決算書に取得財産として表示されていなかった。</p> <p>補助事業で取得した財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路フェンス 2,005,500円 ・ パソコン一式 970,830円 ・ 賦課金会計ソフト 670,000円 ・ GISシステム 8,515,000円 <p style="text-align: center;">合 計 12,161,330円</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|------------------------|
| 団 体 名 | 上場土地改良区 | | |
| 所 在 地 | 唐津市養母田字沼554-1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 8月31日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業助成 |
| | | 補助事業費 | 62,954,756円 |
| | | 補助金交付額 | 13,892,643円 |
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|------------------|
| 団 体 名 | 松浦鉄道株式会社 | | |
| 所 在 地 | 佐世保市白南風町1番10号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 9月 3日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 478,878,354円 |
| | | 補助金交付額 | 44,404,000円 |
| 所 管 課 | 空港・交通課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|----------------------|
| 団 体 名 | 全日本空輸株式会社 | | |
| 所 在 地 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月 9日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀空港ハイジャック等防止検査業務補助 |
| | | 補助事業費 | 47,223,960円 |
| | | 補助金交付額 | 23,611,980円 |
| | | 補助事業名 | 平成18年度佐賀空港検査機器設置事業補助 |
| | | 補助事業費 | 18,568,000円 |
| | | 補助金交付額 | 9,284,000円 |
| | | 補助事業名 | 平成18年度佐賀空港夜間駐機費補助 |
| 補助事業費 | 83,487,880円 | | |
| 補助金交付額 | 25,046,364円 | | |
| 所 管 課 | 空港・交通課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|---------------------|
| 団 体 名 | 日本通運株式会社福岡航空支店 | | |
| 所 在 地 | 福岡市博多区大井一丁目1番4号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月12日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾 隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県佐賀空港国際貨物利用促進事業補助 |
| | | 補助事業費 | 12,752,670円 |
| | | 補助金交付額 | 12,752,670円 |
| 所 管 課 | 空港・交通課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|---|--------|-----------------|
| 団 体 名 | 佐賀県ヨット連盟 | | |
| 所 在 地 | 唐津市二夕子三丁目1番8号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月23日 | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中村 孝 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県ヨット連盟運営事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 13,411,746円 |
| | | 補助金交付額 | 13,411,746円 |
| | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県ヨットハーバー |
| | | 委 託 額 | 18,595,000円 |
| 所 管 課 | 体育保健課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程で整備を要するものがあった。 通勤手当の定めがないままに、通勤手当が支給されていた。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 団体の代表である会長が選任されていなかった。 平成18年1月から会長不在で、副会長を会長代行としている。速やかに会長を選出されたい。</p> <p>(2) 平成18年度協定締結の際に備品一覧表が体育保健課から指定管理者に送付されず、指定管理者も確認していなかった。備品管理を徹底されたい。</p> <p>(3) 施設使用許可及び使用料徴収等に関し改善・検討を要するものがあった。 施設使用許可は、管理運営業務仕様書により指定管理者が行うことになっているが、申請書様式は申請先が教育長宛になっており、許可権者も教育長になっていた。</p> <p>(4) 施設の管理で適正でないものがあった。 施設内全体(食堂を含め)に私物が多数散乱しており、また、ボイラー付近には干し物が多数あるなど危険な状態であり、管理が適正でなかった。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--------|-------------------|
| 団 体 名 | 佐賀県農業協同組合（旧佐城農業協同組合） | | |
| 所 在 地 | 佐賀市栄町2 - 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月17日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 農林水産業施設災害復旧事業補助 |
| | | 補助事業費 | 31,948,000円 |
| | | 補助金交付額 | 16,404,000円 |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 就農支援資金（就農施設等資金）貸付 |
| | | 貸付事業費 | 34,397,000円 |
| | | 貸付金交付額 | 34,397,000円 |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|---------|-------------------|
| 団 体 名 | 伊万里市農業協同組合 | | |
| 所 在 地 | 伊万里市立花町1290 - 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月19日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 利子補給 | 利子補給事業名 | 佐賀県農業近代化資金利子補給 |
| | | 補給事業費 | 38,544,976円 |
| | | 補給金交付額 | 38,544,976円 |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 就農支援資金（就農施設等資金）貸付 |
| | | 貸付事業費 | 34,000,000円 |
| | | 貸付金交付額 | 34,000,000円 |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>1 利子補給事業は計画どおり完了し、交付された利子補給金は、利子補給目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------------|-------------------|
| 団 体 名 | 唐津農業協同組合 | | |
| 所 在 地 | 唐津市浜玉町浜崎598番地1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月16日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 利子補給 | 利子補給事業名 | 佐賀県農業近代化資金利子補給 |
| | | 補給事業費 | 44,929,031円 |
| | | 補給金交付額 | 44,929,031円 |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 佐賀県農業改良資金貸付金貸付 |
| | | 貸付事業費 | 18,000,000円 |
| | | 貸付金交付額 | 18,000,000円 |
| | | 貸付事業名 | 就農支援資金(就農施設等資金)貸付 |
| 貸付事業費 | | 23,000,000円 | |
| 貸付金交付額 | 23,000,000円 | | |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監査の結果 | <p>1 利子補給事業は計画どおり完了し、交付された利子補給金は、利子補給目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|---------|----------------------|
| 団 体 名 | 佐賀県信用漁業協同組合連合会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市西与賀町大字厘外821番地 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月22日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 利子補給 | 利子補給事業名 | 佐賀県漁協等経営基盤強化対策事業利子補給 |
| | | 補給事業費 | 20,452,561円 |
| | | 補給金交付額 | 20,452,561円 |
| | | 補助事業名 | 佐賀県漁業近代化資金利子補給 |
| | | 補給事業費 | 38,740,021円 |
| | | 補給金交付額 | 38,740,021円 |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監査の結果 | 利子補給事業は計画どおり完了し、交付された利子補給金は、利子補給目的に沿って執行されていた。 | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------------|
| 団 体 名 | 社団法人佐賀県部落解放推進協議会 | | |
| 所 在 地 | 唐津市栄町 2 5 8 8 番地 1 1 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 7 月 1 0 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県解放会館 |
| | 管 理 | 委 託 額 | 2 5 , 5 0 2 , 0 0 0 円 |
| 所 管 課 | 人権・同和対策課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計処理で適正でないものがあつた。</p> <p>協議会の財務規定第 4 条で会計処理は、複式簿記で処理することとなっているが、単式簿記での会計処理がなされていた。</p> <p>平成 2 0 年度から新公益法人会計基準に移行が必要なことから、早急に複式簿記の導入に努められたい。</p> <p>(2) 委託費の支払いで適正でないものがあつた。</p> <p>地下タンク漏洩検査を平成 1 8 年 3 月に実施したが、平成 1 7 年度予算の都合がつかない事を理由に平成 1 8 年度予算で 4 月に支出していた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|-------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鬼丸町 7 番 1 8 号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中 村 孝 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀婦人寮 |
| | 管 理 | 委 託 額 | なし |
| 所 管 課 | 母子保健福祉課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計事務で適正でないものがあつた。</p> <p>寮の運営に係る県への措置費の請求(領収)を寮長が行っているが、その根拠が指定管理者である佐賀県社会福祉協議会の経理規程等に明確に規定されていなかった。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|-------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鬼丸町 7 番 1 8 号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 1 9 年 1 0 月 2 9 日 | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀向陽園 |
| | 管 理 | 委 託 額 | なし |
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産の管理で不適切なものがあつた。</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>管理させている県備品の中で、現物の確認できないものがあった。 トランシーバー 1 台</p> <p>佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書第 11 条第 1 項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとしている。</p> <p>しかし、社会福祉協議会は、平成 18 年度に購入した備品等についてその手続をとっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰属となっている。</p> |
|--|--|

| | | | |
|-----------|---|-------|--------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市鬼丸町 7 番 18 号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 19 年 11 月 2 日 | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 伊万里向陽園 |
| | 管 理 | 委 託 額 | なし |
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産の管理で不適切なものがあった。</p> <p>佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書第 11 条第 1 項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとしている。</p> <p>しかし、社会福祉協議会は、平成 18 年度に購入した備品等についてその手続をとっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰属となっている。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|--------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀ライトハウス | | |
| 所 在 地 | 佐賀市天神一丁目 4 番 16 号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成 19 年 10 月 26 日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県立点字図書館 |
| | 管 理 | 委 託 額 | 23,301,000 円 |
| 所 管 課 | 障害福祉課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 休館日の運用で不適正なものがあった。</p> <p>佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第 4 条の規定により、休館日は、月曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。</p> <p>平成 15 年 8 月 8 日までは、休館日が、祝日、日曜日及び年末年始であったのを、改正して同年 8 月 9 日から、月曜日及び年末年始に改正したにもかかわらず、従前のまま祝日を休館としていたものである。</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあつた。 事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である(社)佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会(仮称)」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。</p> <p>(3) 指定管理者が行うべき備品管理業務で県に報告されていないものがあつた。 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書第2の管理基準によれば、県から無償貸与されている巡回用車両の、自動車保険については、指定管理者が一定条件以上の内容で加入し、保険証の写しを県に提出するようになっているが提出されていなかった。</p> |
|--|---|

| | | | |
|-----------|--|-------|----------------|
| 団 体 名 | 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク | | |
| 所 在 地 | 佐賀市駅前中央一丁目8番32号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年11月2日 | | |
| 監査執行者 | 監査委員 松尾隼雄 吉田欣也 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県難病相談・支援センター |
| | 管 理 | 委 託 額 | 7,073,000円 |
| 所 管 課 | 健康増進課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計処理で適正でないものがあつた。 指定管理に係る会計については、佐賀県難病相談・支援センター会計処理規程第3条の規定のとおり特別会計として整理されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|-------------|
| 団 体 名 | 佐賀県総合射撃推進協会 | | |
| 所 在 地 | 鳥栖市本鳥栖町331番地6 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年10月31日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県射撃研修センター |
| | 管 理 | 委 託 額 | 22,648,028円 |
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画に基づく事業を実施していないものがあつた。 教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていなかった。</p> <p>(2) 施設の管理で適正でないものがあつた。 県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。</p> | | |

| | | | |
|-----------|-------------------------|-------|-------------|
| 団 体 名 | マベック・松尾建設共同企業体 | | |
| 所 在 地 | 佐賀市新中町11番18号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年 9月10日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 県営住宅(鳥栖地区) |
| | 管 理 | 委 託 額 | 41,883,000円 |
| 所 管 課 | 建築住宅課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|---------------|
| 団 体 名 | 財団法人スマイルアース | | |
| 所 在 地 | 佐賀市富士町藤瀬724番地の4 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年11月 2日 | | |
| 監査執行者(書面) | 監査委員 中村 孝 松尾隼雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県立二十一世紀県民の森 |
| | 管 理 | 委 託 額 | 16,120,000円 |
| 所 管 課 | 森林整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 経理規程等が整備されていなかった。 経理に関する規程、文書に関する規程が整備されていないので、早急に整備されたい。</p> <p>(2) 自己評価が実施されていなかった。 管理運営業務仕様書により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について県に報告することとなっているが、実施されていなかった。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|--------------|
| 団 体 名 | 乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 | | |
| 所 在 地 | 東京都港区芝浦四丁目6番4号 | | |
| 監査執行年月日 | 平成19年11月 2日 | | |
| 監 査 執 行 者 | 監査委員 中村 孝 田中俊雄 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の | 施 設 名 | 佐賀県立宇宙科学館 |
| | 管 理 | 委 託 額 | 311,420,000円 |
| 所 管 課 | 文化課 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 飲料水等の自動販売機が無断で設置され、業者から売上げ手数料が収入されている。 自動販売機の設置については、事前に県から設置の許可を取るべきである。</p> | | |

所 管 課 ご と の 監 査 結 果

1 出資団体関係

| | | | |
|-----------|---|-------|-------------------------|
| 所 管 課 | 男女共同参画課・社会教育課 | | |
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 20,000,000円 |
| | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1)行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収で、検討を要するものがあった。 自動販売機の設置許可がなされ、使用料については佐賀県行政財産使用料条例第5条第4号「その他知事が使用料を徴収することを不適当と認めるとき」を適用して免除されている。 しかしながら、平成18年度から公の施設の管理については、指定管理者制度に移行したことから、適正な使用料を徴収すべきである。</p> <p>(2)協定書の内容で適正でないものがあった。 平成18年度協定書の変更(管理委託料の増額)がなされていたが、業務仕様書の変更(増額に対応する業務内容の追加)がなされていなかった。</p> <p>(3)事業報告書に対する結果の通知がなされていなかった。 基本協定書第17条第2項の規定により、県は、指定管理者から事業報告書を受領したときは、管理運営業務の実施状況、利用状況、収支、自己評価等の内容を確認し、その結果を指定管理者に通知することとなっているが、通知されていなかった。</p> | | |

| | | | |
|-------------|-------------------|--------------------|--------------------------|
| 所 管 課 | 新産業課、商工課、雇用労働課 | | |
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県地域産業支援センター | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 8,000,000円 |
| | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 141,284,532円 |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 141,090,010円 |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県地域産業支援対策事業費補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 84,246,415円 |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 78,960,920円 |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県技術振興等補助 |
| | | 補 助 事 業 費 | 104,733,843円 |
| | | 補 助 金 交 付 額 | 104,696,745円 |
| | | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助 |
| | 補 助 事 業 費 | 3,974,000円 | |
| | 補 助 金 交 付 額 | 3,974,000円 | |
| | 損失補償 | 損失補償事業名 | 佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償 |
| 補 償 事 業 費 | | 3,483,000円 | |
| 補 償 金 交 付 額 | | 3,483,000円 | |
| 貸付金 | 貸 付 事 業 名 | 佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付 | |
| | 貸 付 事 業 費 | 168,750,000円 | |

| | | | |
|---------|---|---------------------------------------|--------------|
| | | 貸付金交付額 | 168,750,000円 |
| 負担金 | 負担事業名 | 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費負担 | |
| | 負担事業費 | 35,471,935円 | |
| | 負担金交付額 | 7,000,000円 | |
| 公の施設の管理 | 施設名 | 佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター | |
| 監査の結果 | <p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 運営費補助金の実績報告書の審査が不十分であった。 経費の区分間を(人件費と事務費)変更する場合は、知事の承認を受けなければならないが、受けないままに実績報告書が提出されていた。</p> <p>(2) 会計処理で適正でないものがあった。 指定管理に係る経理は、特別会計として区分するよう指導されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。 事業報告書のうち、「管理運営業務の実施状況」については、管理運営費の支出状況を実施状況報告として報告されているが、管理業務の具体的内容を報告させるなど、今後の管理運営の参考になるよう報告内容を指定管理者と協議・検討されたい。</p> <p>(4) 指定管理に係る管理運営費(県委託料)に、人件費が算定されていなかった。 指定管理業務に係る人件費を措置されたい。</p> <p>【佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】</p> <p>(1) 公募期間が短く、周知期間、事業計画書の作成期間としても不適正であった。 公募期間が平成15年10月10日から24日までと、短期間である。 周知期間としても、事業計画書を作成する期間としても不適正であった。</p> <p>(2) 指定管理に係る各種の提出書類の審査が不十分であった。 指定管理者からの事業計画書、事業報告書、収支計算書に、指定管理業務でないもの(県からの別途の委託事業)が含まれていた。</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 自動販売機が設置されていたが、行政財産の目的外使用許可の申請がなされていないなかった。 使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p> | | |

| | | | |
|---------|--|-----|-------------|
| 所管課 | 土地対策課 | | |
| 団体名 | 佐賀県土地開発公社 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出資額 | 30,000,000円 |
| 監査の結果 | <p>(1) 公社保有地の処分計画について 県土地開発公社が保有している旧神埼工業団地については、県において土地利用及び処分方針を早急に立てるとともに、旧神埼工業団地内にある未買収地についても、買収の可否を含め検討されたい。</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(2) 公社の存続について</p> <p>県の外郭団体見直し計画の中で、県土地開発公社についても見直し計画を策定するようになっているが、未だに結論が出されていないので、関係各機関と協議のうえ、速やかに結論を出されたい。</p> |
|--|--|

| | | | |
|-----------|---|-------|----------------|
| 所 管 課 | 道路課 | | |
| 団 体 名 | 佐賀県道路公社 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 7,490,000,000円 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 不採算路線の改善で、抜本的な改善の検討を要するものがあつた。</p> <p>厳木多久道路は、不採算路線となっており、用地は4車線分確保しているが、通行台数、通行料金とも計画を大きく下回っており、平成15,16年度に計画していた4車線化を行えず、暫定2車線のままであり、不採算路線となっており、これが道路公社全体の収支を悪化させる原因となっている。</p> <p>今後改善の見込みは立たず、道路公社単独での経営努力、経費削減で解消できる問題ではなくなりつつある。</p> <p>県主導による抜本的な対策を検討されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------------------|
| 所 管 課 | 社会教育課 | | |
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県教育文化振興財団 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 20,000,000円 |
| | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 北山少年自然の家、黒髪少年自然の家、波戸岬少年自然の家 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 少年自然の家の利用促進で検討を要するものがあつた。</p> <p>少年自然の家の設置目的は、県内の少年の健全育成であるが、県では目標として3施設合計の利用団体数を定めている。しかし、実情は、県外の者や大人の利用も多く、県内の少年の健全育成を達成する上での目標としては妥当でない。</p> <p>このため事業報告書において、利用者数等を報告しているが、県内利用・県外利用の状況分析がない、使用料を免除した者は報告していない、部屋の稼働状況の分析がないなど、少年自然の家の設置目的である、県内の少年の健全育成という観点からの事業報告書の内容とはなっていない。</p> <p>また、管理運営共通業務仕様書に定められている、自己評価の県への報告もなされていない。</p> <p>少年自然の家の本来の利用促進に向け、指定管理者と協議して、適正な目標を設定し、事業報告書で確認を行い、改善につなげるという仕組みを作り、利用促進を図られたい。</p> <p>(2) 利用料金制の導入について検討されたい。</p> <p>波戸岬少年自然の家の施設として、研修室3室、実習室(60人)、和室2室(15畳、12畳)、オリエンテーション室、体育館、環境学習施設等が整備されているが、これらの利用に対する施設使用料が規定されておらず、施設使用料は、宿泊料(大人210円、子供100円)のみとなっており、県に納入することとなっている。</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>このため、指定管理者が利活用を促進し、施設の利用者が増加しても光熱水費等も増加し、管理費も増加することから、指定管理者としてはメリットとはなっていない。</p> <p>今後、宿泊料及び施設の利用について利用料金制を導入し、指定管理者の創意工夫を生かしたやりがいのある方法となるよう検討されたい。</p> <p>【黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。 食堂内の売店に係る行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p> <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1) 業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。 業務仕様書において、小型船舶2級以上の有資格者4名を常駐させることとなっているが、3名しかいなかった。</p> <p>(2) 売店設置に係る行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。また、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可はなされていたが、使用料は免除されていた。 使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p> |
|--|--|

| | | | |
|-----------|--|---------------------------|--|
| 所 管 課 | 体育保健課 | | |
| 団 体 名 | 財団法人佐賀県体育協会 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 200,000,000円 |
| | 補助金 | 補助事業名 | 財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 573,265,974円 |
| | | 補助金交付額 | 200,000,000円 |
| | | 補助事業名 | 各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第26回九州ブロック大会派遣事業費補助) |
| | | 補助事業費 | 140,787,579円 |
| | | 補助金交付額 | 131,268,568円 |
| | | 補助事業名 | 各種競技大会派遣事業費補助(第61回国民体育大会派遣事業費補助) |
| | | 補助事業費 | 17,253,237円 |
| | | 補助金交付額 | 17,253,237円 |
| | | 補助事業名 | 各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第62回冬季大会派遣事業費補助) |
| | | 補助事業費 | 3,900,305円 |
| | | 補助金交付額 | 3,900,305円 |
| 公の施設の管理 | 施 設 名 | 佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館 | |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 補助金交付要綱で見直しが必要なものがあつた。 各種競技大会派遣事業費補助金交付要綱第4条で規定する補助金交付の条件として、佐賀県体育協会が各種競技団体等への助成事業を行う場合には、佐賀県体育協会は、県が付した交付の条件と同様の条件を付すべきことが、明記されていない。</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 指定管理業務の事業報告に当たり、自己評価を提出させていなかった。</p> <p>(3) 備品の管理で適正でないものがあった。(市村記念体育館) 前年度の監査で現物確認ができなかった備品が台帳にそのまま備品として整理されているものがあった。</p> <p>備品名 吊り輪 数量 1セット 金額 323,700円</p> |
|--|---|

| | | | |
|-----------|---|--------|---------------------|
| 所 管 課 | 空港・交通課 | | |
| 団 体 名 | 佐賀ターミナルビル株式会社 | | |
| 財政的援助内容 | 出資金 | 出 資 額 | 547,000,000円 |
| | 貸付金 | 貸付事業名 | 佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付 |
| | | 貸付金貸付額 | 13,160,000円 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 貸付事務の執行で適正でないものがあった。</p> <p>県から貸し付けられる限度額の通知が遅れ、貸付申請書の提出や貸付決定通知も工事完了後の処理となっていた。</p> <p>県は、当初予算において貸し付けることを決定しているため、貸付限度額は年度の早期に通知するよう改められたい。</p> <p>工事名 吸収式温水発生器定期分解整備工事 工事請負契約日 平成18年11月1日 工期 平成18年11月1日～平成19年1月31日(1月12日完了) 貸付限度額通知日 平成19年1月8日 申請書提出日 平成19年1月23日 貸付決定通知日 平成19年2月6日</p> | | |

2 補助金等交付団体関係

| | | | |
|-----------|---|--------|------------------------|
| 所 管 課 | こども課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県私立学校運営費補助 |
| | | 補助団体数 | 学校法人耕心学園(伊万里幼稚園)ほか74団体 |
| | | 補助事業費 | 3,563,610,000円 |
| | | 補助金交付額 | 1,458,995,000円 |
| 監査実施団体数 | 6団体 | | |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 補助対象経費の支出根拠となる諸規程の取扱いについて指導を要するものがあった。</p> <p>補助金交付団体の中には、補助対象経費である職員給与費の支出根拠となる諸規程の整備・見直しが必要な団体があった。</p> <p>運営費等で事業費に計上する補助対象経費の範囲について、補助対象外の経費も含めている団体が見られた。</p> | | |

| | | | |
|---------|---|--------|------------------------|
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県老人福祉施設等設備整備費(創設分)補助 |
| | | 補助団体数 | 社会福祉法人慈光会ほか1団体 |
| | | 補助事業費 | 1,072,960,000円 |
| | | 補助金交付額 | 271,729,000円 |
| 監査実施団体数 | 1団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金申請等事務や補助事業執行の審査及び補助金交付要綱等関係規程の整備で適正でないものがあった。 交付申請書の対象経費の記入誤りや実績報告書の様式間違いなど、補助金交付事務に係る審査が不十分なものがあった。 また、執行に際して、県への報告書類(入札結果、工事着手届、工事進捗状況報告)で提出日の日付のないものや、事業完了の遅れに関する「知事への報告」が電話で済まされるなど不適切な事務がなされていた。 補助事業の執行について指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定で適正でないものがあった。 平成19年6月12日付けで額の確定を行っていた。</p> | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県軽費老人ホーム事務費補助 |
| | | 補助団体数 | 社会福祉法人誠心会ほか22団体 |
| | | 補助事業費 | 741,276,371円 |
| | | 補助金交付額 | 536,982,000円 |
| 監査実施団体数 | 1団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金で額の確定が遅れているものがあった。 当補助金は、翌年度に精算交付をする規定がなく、額の確定が補助金の交付年度後(出納整理期間を含む)になされると、補助金額に不足が生じても追加交付することができない。 額の確定は、補助金の追加交付決定をするか、補助金の一部取消(減額決定)をするか、あるいは当初の交付決定を変更しない旨のいずれかの意思表示を行うものであるから、速やかに(遅くとも出納整理期間末までに)行うべきものである。 補助金の額の確定については、交付年度中(出納整理期間を含む)の確定行為に努められたい。</p> | | |

| | | | |
|---------|--|--------|--------------------|
| 所 管 課 | 医務課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県看護師等養成所運営費補助 |
| | | 補助団体数 | 社団法人武雄杵島地区医師会ほか6団体 |
| | | 補助事業費 | 601,235,635円 |
| | | 補助金交付額 | 112,331,000円 |
| 監査実施団体数 | 2団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金交付要綱で定める対象経費の範囲及び取扱方法で適正でないものがあった。 総事業費に計上する経費の範囲(退職給与積立金)や総事業費から控除する寄付金その他の収入に計上する収入の範囲が、交付要綱等に明記されていなかった。</p> | | |

| | |
|--|---------------------------|
| | 補助金交付要綱等を整備し、その周知徹底を図りたい。 |
|--|---------------------------|

| | | | |
|---------|---|-----------|-----------------------|
| 所 管 課 | 健康増進課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助 |
| | | 補 助 団 体 数 | 医療法人財団友朋会ほか5団体 |
| | | 補 助 事 業 費 | 194,202,187円 |
| | | 補助金交付額 | 169,513,000円 |
| 監査実施団体数 | 1団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金の交付決定時期で検討を要するものがあつた。</p> <p>当補助事業は、施設の運営費(主に人件費)を対象経費とした補助制度であり、年度当初から経費の支払いが生じるものである。</p> <p>しかしながら、この補助事業が、国の補助を受けていることから、国からの交付決定(翌年3月)通知後に県の補助金交付決定がなされているため、補助金の交付が遅れている。</p> <p>補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図るうえからも、国の交付決定を待たずに、補助金交付予定額のうち県費相当額の交付決定を行い、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。</p> | | |

| | | | |
|---------|---|-----------|-------------------|
| 所 管 課 | 商工課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助 |
| | | 補 助 団 体 数 | 佐賀商工会議所ほか38団体 |
| | | 補 助 事 業 費 | 1,710,267,001円 |
| | | 補助金交付額 | 1,181,003,763円 |
| 監査実施団体数 | 11団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあつた。</p> <p>当補助金交付要綱では、職員設置費で補助対象職員の範囲を規定し、記帳指導職員の人件費については補助対象外経費とされている。この事業は平成17年度まで国の補助事業であり、長年、運用で補助対象外職員である記帳指導職員の人件費も、事業費で補助対象経費として認めてきている。</p> <p>しかしながら、平成18年度にこの事業が県単独補助制度へ移行したにもかかわらず、従来の運用による取扱いが行われていた。</p> <p>補助金交付要綱に対象経費の範囲を明記するとともに、その取扱い方法についての見直しを行い、補助金交付団体に対する指導の徹底と周知を図られたい。</p> | | |

| | | | |
|---------|-------|-----------|----------------------|
| 所 管 課 | 農地整備課 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補 助 事 業 名 | 佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助 |
| | | 補 助 団 体 数 | 白石土地改良区ほか4団体 |
| | | 補 助 事 業 費 | 58,900,000円 |
| | | 補助金交付額 | 45,280,000円 |
| 監査実施団体数 | 3団体 | | |

| | |
|-------|--|
| 監査の結果 | <p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱によると、新農業水利システム保全計画策定事業は、今後10年間の水利システム(水門、ポンプ等)の保全計画(改修等の計画)を策定するというものであるが、監査の結果、3年間かけて既存の水利システムの位置図、施設内容等を電子化して地図情報化し、その作業と並行して計画策定することとされていた。</p> <p>地図情報化した上で計画策定しようとするものであり、地図情報化に要する経費が大半であるにもかかわらず、補助金交付要綱上、地図情報化に要する経費が補助対象とはなっていない。</p> <p>本来、地図情報化は、業務のIT(情報技術)化が必要であれば、計画策定とは別に、対象事業として設けるべきものである。</p> <p>全額国庫補助であり、国が認めているということではあるが、補助金交付要綱に明記されたい。</p> |
|-------|--|

| | | | |
|---------|---|---------|-----------------|
| 所管課 | 生産者支援課 | | |
| 団体名 | 唐津農業協同組合ほか13団体 | | |
| 財政的援助内容 | 利子補給 | 利子補給事業名 | 佐賀県農業近代化資金利子補給 |
| | | 補給団体数 | 唐津農業協同組合ほか13団体 |
| | | 平均貸付残高 | 15,795,506,531円 |
| | | 補給金交付額 | 148,822,979円 |
| 監査実施団体数 | 2団体 | | |
| 監査の結果 | <p>(1) 利子補給金交付要綱の見直しが必要なものがあつた。</p> <p>佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱が平成18年度に改正され、第2条の表が削除されているにもかかわらず、同要綱の様式第2号の注2の中で、「第2条の表の第5号に掲げる資金」などと、記載されていた。</p> <p>規定の整備を行われたい。</p> | | |

3 指定管理者関係

| | | | |
|---------|--|--------|-----------------|
| 所管課 | 体育保健課 | | |
| 団体名 | 佐賀県ヨット連盟 | | |
| 財政的援助内容 | 補助金 | 補助事業名 | 佐賀県ヨット連盟運営事業費補助 |
| | | 補助事業費 | 13,411,746円 |
| | | 補助金交付額 | 13,411,746円 |
| | 公の施設の管理 | 施設名 | 佐賀県ヨットハーバー |
| 監査の結果 | <p>(1) 指定管理業務の運営に関し、職員の配置で不適正なものがあつた。</p> <p>救助・指導員2人について、別の補助事業による職員及び県体育協会派遣職員を配置し、県もそれを了承していた。</p> <p>(2) 事業報告書の作成・確認で不適正なものがあつた。</p> <p>管理運営業務仕様書により、事業報告書の書式は、県と指定管理者で協</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>議のうえ定めることとなっているが、指定管理者が任意に作成した事業報告書が提出されていた。</p> <p>また、提出された報告書は、次のとおり不適正であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持・管理関係の実績等の記載がない ・自己評価が実施されていない ・無料の施設利用者の報告がない <p>事業報告書は、管理運営の状況を把握し、適正になされているか検証し、翌年度の運営に活用するために必要なものである。</p> <p>書式については、県と指定管理者で協議のうえ定めるとともに、県は、報告書を十分に検証されたい。</p> <p>(3) 施設に係る備品一覧表が指定管理者に送付されていなかった。</p> <p>平成18年度協定締結の際に備品一覧表が県から指定管理者に送付されていなかった。備品管理を徹底されたい。</p> <p>(4) 施設使用許可で適正でないものがあつた。</p> <p>施設使用許可は、管理運営業務仕様書で指定管理者が行うこととなっているが、許可権者は以前の教育長のままとなっていた。</p> <p>(5) 給与規程の整備が必要なものがあつた。</p> <p>補助対象経費の支出根拠となる給与規程で、通勤手当に関する定めが整備されていなかった。補助団体の指導を徹底されたい。</p> <p>(6) 補助金交付要綱で見直し検討が必要なものがあつた。</p> <p>補助目的は、海洋スポーツの普及振興を図るため、県ヨットハーバーにおいて指導業務に従事する職員に対する補助であるが、補助対象職員が補助期間内に、海外遠征のため、職場を離れて業務に従事していない期間があつた。</p> |
|--|--|

| | | | |
|-----------|---|-------|---------|
| 所 管 課 | 人権・同和対策課 | | |
| 団 体 名 | 社団法人佐賀県部落解放推進協議会 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県解放会館 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理事業の実績として、協議会から次のとおり報告されているが、事業は、会館を活用したものでなければならず、よって、この事業は指定管理事業ではなく、団体の自主事業である。</p> <p>このように県は、実績報告書を精査していない。</p> <p>同和問題県民対象研修会(7月25日、解放会館)</p> <p>同和問題集中講座(8月29日、解放会館)</p> <p>差別の現実に学ぶ研修会(10月26日、解放会館)</p> <p>同和問題市町講座(7月21日～3月20日、各市町会場)</p> <p>同和問題地区別研修講座(1月15日～2月6日、各地区会場)</p> <p>(2) 基本協定書に基づく事業報告書の提出が遅れていた。</p> <p>年度終了後、事業報告書の提出期限は、基本協定書第16条において次のとおり定められている。</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------|-----------|---------|-----------|------------|-----------|-------------------|-----------|
| | <p>一方、平成18年度業務仕様書においては、いずれも6月末日までと定められており、矛盾している。整合性を図るよう規定を整備されたい。 なお、すべて6月13日付で提出されていた。</p> <table border="0"> <tr> <td>管理運営業務の実施状況</td> <td>年度終了後速やかに</td> </tr> <tr> <td>会館の利用状況</td> <td>年度終了後速やかに</td> </tr> <tr> <td>利用料金の収入の実績</td> <td>年度終了後3月以内</td> </tr> <tr> <td>管理運営業務に要する経費の収支決算</td> <td>年度終了後3月以内</td> </tr> </table> <p>(3) 利用促進についての方針で検討を要するものがあった。 解放会館の設置の目的からすると、指定管理者は、主催事業を始めとした同和問題に関する行事を中心に、会館の利用促進を図るべきである。一方、施設の利用料金表では、同和問題以外の行事も利用が想定されていることから、空いた日においては、広く利用されるよう、PRすべきかとも考える。この点について協定書、業務仕様書において定めがなく、指定管理者は対応に苦慮している。県においては、解放会館の利用をどのように図っていくのか、その中で、同和問題以外の行事による利用の範囲をどこまで認めるのか、どうPRしていくのか等の方針を明確にして、指定管理者に示されたい。</p> <p>(4) 物品の管理で、適切でないものがあった。 平成18年度に整備されたAED(自動体外式除細動器)が、備品として管理されていなかった。 県で購入され、現物は解放会館に設置されていたが、県と協議会との管理運営に関する協定書第6条に定める管理物件として備品台帳に記載されていなかった。 また、備品台帳に記載されている備品で、他団体で使用されているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両袖机 1 ・ 応接セット 1 <p>他団体に貸付している備品については、県において早急に備品の貸付手続きを行われたい。</p> | 管理運営業務の実施状況 | 年度終了後速やかに | 会館の利用状況 | 年度終了後速やかに | 利用料金の収入の実績 | 年度終了後3月以内 | 管理運営業務に要する経費の収支決算 | 年度終了後3月以内 |
| 管理運営業務の実施状況 | 年度終了後速やかに | | | | | | | | |
| 会館の利用状況 | 年度終了後速やかに | | | | | | | | |
| 利用料金の収入の実績 | 年度終了後3月以内 | | | | | | | | |
| 管理運営業務に要する経費の収支決算 | 年度終了後3月以内 | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|-------|
| 所 管 課 | 母子保健福祉課 | | |
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀婦人寮 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 厚生省令に定める施設整備がなされていなかった。 婦人保護施設に設置が義務づけられている相談室、静養室、医務室、作業室が整備されていない。特に相談室については、佐賀県社会福祉協議会では必要性を感じて、県に要望したが、困難であったため、現在は、夜、職員が宿直の際に、事務室で対応している。 入所者の相談への対応、指導に支障のないよう、検討されたい。</p> <p>(2) 財産の管理で不適切なものがあった。 公の施設の管理委託団体であった社会福祉協議会が措置費等を財源とし</p> | | |

| | |
|--|---|
| | <p>て設置した構築物、改修した施設、購入した備品は県の財産とすべきであるが、県の財産とはなっていない。</p> <p>これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で、管理されたい。</p> <p>ア 構築物</p> <p>佐賀婦人寮（社会福祉協議会）が県有地の上に設置した形となっているが、土地の使用許可の手続がとられていない。県と社会福祉協議会は、構築物を県の所有として管理されたい。</p> <p>（アルミ製玄関正門扉）</p> <p>イ 備品</p> <p>「佐賀県婦人保護施設佐賀婦人寮の管理運営に関する協定書第6条の規定により、県が佐賀婦人寮（社会福祉協議会）に管理させる物件は、県が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおりとされ、台帳が示され、そこに記載された備品は、平成18年度末現在、8品目（9個）である。</p> <p>また、同協定書第11条第1項の規定により、佐賀婦人寮（社会福祉協議会）が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとする」とされている。</p> <p>以上は、平成18年度の協定に基づくものであるが、平成17年度以前は、佐賀婦人寮（社会福祉協議会）で購入した備品に関する定めがなかったこともあり、既に購入した備品はすべて佐賀婦人寮（社会福祉協議会）の帰属となっている。</p> <p>このようなことから、県が管理すべき備品として示したものは、上記8品目（9個）に過ぎない。</p> <p>過去に佐賀婦人寮（社会福祉協議会）が購入した備品を県の所有として管理されたい。</p> |
|--|---|

| | | | |
|-----------|--|-------|-----------------|
| 所 管 課 | 長寿社会課 | | |
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀向陽園 伊万里向陽園 |
| 監 査 の 結 果 | <p>（1）財産の管理で不適切なものがあつた。</p> <p>管理させている県備品の中で、現物の確認できないものがあつた。 トランシーバー1台 （佐賀向陽園）</p> <p>公の施設の管理委託団体であつた社会福祉協議会が措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設、購入した備品は県の財産とすべきであるが、県の財産になっていない。</p> <p>これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で、管理されたい。 （佐賀向陽園、伊万里向陽園）</p> <p>ア 構築物</p> <p>社会福祉協議会が県有地の上に設置した形となっているが、土地の使用許可の手続がとられていない。県と社会福祉協議会は、構築物を県の所有として管理されたい。</p> | | |

イ 施設

社会福祉協議会では、平成18年度にトイレの改修や、居室の段差解消及び床上げ、間仕切り壁設置工事、給茶室整備を行っており、それ以前にも、エレベータの設置等、施設改修を行っているが、県の施設を改修することについて、県との間で、書面での手続がなされていない。(改修後には県に報告しているとのこと)

このため、県は、改修後の施設を県の財産としていない。

本来、県の施設を改修できるのは、県のみである。社会福祉協議会が勝手に改修したのではなく、社会福祉協議会の申し出を受け、改修を了承したのであれば、適正に書面で手続を行うべきであり、また、改修部分を寄付受納で受入れ県の財産として管理されたい。

ウ 備品

「佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書第6条の規定により、県が社会福祉法人に管理させる物件は、県が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおりとされている。しかし、別に定める財産台帳は社会福祉協議会に示されていない。

また、同協定書第11条第1項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとしている。

しかし、社会福祉協議会は、平成18年度に購入した備品等についてその手続をとっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰属となっている。

以上は、平成18年度の協定に基づくものであるが、平成17年度以前は、社会福祉協議会で購入した備品に関する定めがなかったこともあり、既に購入した備品はすべて社会福祉協議会の帰属となっている。

過去に社会福祉協議会が購入した備品を県の帰属として管理されたい。

(2) 施設を民間譲渡する際の純資産額の取り扱いを検討されたい。

(佐賀向陽園、伊万里向陽園)

平成18年度末純資産額 78,767,914円(佐賀向陽園分)

内訳 次期繰越金 73,067,914円

その他積立金 5,700,000円(人件費積立金700千円、修繕積立金5,000千円)

平成18年度末純資産額 77,508,302円(伊万里向陽園分)

内訳 次期繰越金 68,408,302円

その他積立金 9,100,000円(人件費積立金7,000千円、修繕積立金2,100千円)

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------|
| 所 管 課 | 障害福祉課 | | |
| 団 体 名 | 社会福祉法人佐賀ライトハウス | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県立点字図書館 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 休館日の運用で不適正なものがあった。 佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第4条の規定で、休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。 県は、指定管理者から事業計画書が提出された際、規則に基づく運用を指導すべきであった。</p> <p>(2) 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあった。 事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である(社)佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会(仮称)」を立ち上げることとされているが、設置されていないかった。 県は、事業計画書に基づく事業実施を指導すべきである。</p> <p>(3) 備品管理業務で適正でないものがあった。 佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書第2の管理基準によれば、県から無償貸与されている巡回用車両の、自動車保険については、指定管理者が一定条件以上の内容で加入し、保険証の写しを県に提出するようになっているが提出されていないかった。又、県も提出要求をしていなかった。</p> <p>(4) 指定管理業務で不適正なものがあった。 県は、業務仕様書において、指定管理業務の「点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施」について、「(社)佐賀県視覚障害者団体連合会(以下「視覚連」という。)の実施する点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修のために必要な場所を提供し、当該研修の講師として対応できる者を職員に配置すること」と定めている。 監査の結果、県は佐賀県障害者社会参加推進センターに、「障害者社会参加総合推進事業」を委託(平成18年度16,946千円)し、同センターは、そのうち視覚障害者関係の事業を、視覚連に再委託(平成18年度は9事業7,480千円)しているが、点字図書館内に事務所を置く視覚連には職員がいないため、委託費の中に人件費は含めず、ライトハウスの職員がこれらの事業の事務を行うものとして組み立てられ、そのうちの点訳奉仕員養成事業及び朗読奉仕員養成事業に職員として協力することが指定管理業務として位置付けられていた。 しかし、身体障害者福祉法第34条の規定によると、点字図書館は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等を製作し、若しくは利用に供し、又は点訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供する施設であるとされていることから、点訳奉仕員養成事業及び朗読奉仕員養成事業は、指定管理業務として、ライトハウスに直接委託すべき業務である。 指定管理業務及び障害者社会参加総合推進事業の委託業務について、見直しを行われたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|----------------|
| 所 管 課 | 健康増進課 | | |
| 団 体 名 | 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県難病相談・支援センター |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 指定管理者の公募に際し、業務仕様書を作成していなかった。 平成16年度から平成18年度まで、県は指定管理者として行うべき業務について、業務仕様書を作成せず、指定管理者の事業計画に基づく管理運営に任せており、県としての主体性がない。</p> <p>(2) 指定管理業務の範囲・内容・運営組織について、検討を要するものがあった。 平成19年度から、県は業務を限定して経費を削減し、人件費を1名分としている。 1名分の人件費で施設の維持管理と十分な支援相談業務が行え、公の施設の設置目的が達成できるかを検証されたい。</p> <p>(3) 施設利用に関し、利用料金制の導入を検討されたい。 施設としては、地域交流活動室、研修室、談話室、会議室が整備されているが、県条例では施設使用料については管理規則で徴収しないとなっている。 施設の有効活用と指定管理者の自主事業への支援策となるよう、利用料金制の導入について検討されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-------|-------------|
| 所 管 課 | 生産者支援課 | | |
| 団 体 名 | 佐賀県総合射撃推進協会 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県射撃研修センター |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。 教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていない。 県は、事業計画に基づく事業実施を指導されたい。</p> <p>(2) 施設の管理で適正でないものがあった。 県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。 指定管理者に早急に無許可施設を撤去させ、あるいは、必要であれば施設使用の許可を行われたい。</p> <p>(3) 公の施設の利用状況で検証を要するものがあった。 県外の者の利用が大半という状況であった。公の施設の設置目的に照らし、これでよいのか検証されたい。 そのうえで、県の施設として存続するのであれば、設置目的を達成するための目標と目標達成のための利用方針等について、指定管理者と協議して作成されたい。 また、利用料金制となっておらず、利用者の増加が指定管理者のメリットとなり得ていない。指定管理者のインセンティブの働く仕組みを検討されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|------|
| 所 管 課 | 建築住宅課 | | |
| 団 体 名 | マベック・松尾建設共同企業体、佐賀県住宅供給公社 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 県営住宅 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 県が業務仕様書で示した業務のうち、防火管理者としての業務実施で不適切なものがあった。</p> <p>消防法に基づき、1棟あたりの収容人員が50人以上の県営住宅については、防火管理者及び消防計画を定めて消防署長に届け出るとともに、消防計画を実施することが義務づけられている。</p> <p>指定管理者は、防火管理者の選任は行ったものの、消防計画の作成等は、未実施であった。</p> <p>原因は、指定管理者は、県営住宅である以上、既に、県で消防計画は作成済みと思っていたものの、作成されていなかったことによる。</p> <p>県において、早急に消防計画案を作成し、指導されたい。</p> <p>(2) 家賃未納者に対する指導コストの指定管理経費の算定について検討を要するものがあった。</p> <p>住宅使用料は利用料金制でなく、住宅使用料の収納事務については、指定管理者と別に収納事務委託契約を締結して実施されているが、収納事務に関する経費が算定されていない。(指定管理前の管理委託時は、収納委託事務は無償)</p> <p>このことは指定管理者としては、家賃滞納者への納入指導を強力に実施することはコストが掛かることとなり、指定管理者のメリットとなりにくいものである。</p> <p>従って、使用料の徴収率を上げる方策としては、一定の徴収率以上の収納があった場合は、褒賞の意味からも一定額の指定管理経費として算入できる仕組みを検討されたい。</p> <p>(3) 空家修繕の修繕料の算定について検討を要するものがあった。</p> <p>入居者の退去による次の入居者のための修繕(空家修繕)費の算定は、過去3ヶ年の平均退去戸数に一戸当たり20万～25万円を乗じて算定されているが、計画戸数より大幅な退去者が発生した場合は、指定管理者としては赤字が発生することとなる。</p> <p>精算方式とするなど、合理的な方法に改善されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|---------------|
| 所 管 課 | 森林整備課 | | |
| 団 体 名 | 財団法人スマイルアース | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 委 託 | 施 設 名 | 佐賀県立二十一世紀県民の森 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 自己評価が実施されていなかった。</p> <p>管理運営業務仕様書により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について県に報告することとなっているが、実施されていなかった。</p> <p>自己評価の実施を指導されたい。</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(2) 施設の管理について検討を要するものがあった。</p> <p>木工芸センター及び多目的広場については、平成18年度ほとんど利用実績がなく遊休化している。(平成17年度も同様)また、多目的広場のテニスコートは、コート面が凸凹した状態でも利用できるとは思えない状態である。</p> <p>同施設内の備品も老朽化しており、県は指定管理者と今後の施設のあり方について協議し、施設の改修又は備品の更新・処分を検討されたい。</p> <p>(3) 施設の管理で適正でないものがあった。</p> <p>森林学習展示館の建物西側壁のタイルが一部はげ落ちているため、落下飛散防止用のネットをかぶせて応急処置が行われているが、来館者の安全確保はもとより、長期間放置すると施設のイメージも悪いので、早急に修復工事を行われたい。</p> |
|--|--|

| | | | |
|-----------|--|-------|-----------|
| 所 管 課 | 文化課 | | |
| 団 体 名 | 乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 | | |
| 財政的援助内容 | 公の施設の 管 理 | 施 設 名 | 佐賀県立宇宙科学館 |
| 監 査 の 結 果 | <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。</p> <p>飲料水等の自動販売機が無断で設置され、業者から売上げ手数料が収入されていた。</p> <p>使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p> | | |